
令和2年 第4回(定例)吉賀町議会会議録(第3日)

令和2年12月8日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和2年12月8日 午前8時59分開議

- 日程第1 一般質問 7. 河村 隆行 議員
8. 大庭 澄人 議員
9. 松蔭 茂 議員
10. 三浦 浩明 議員
11. 大多和安一 議員
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問 7. 河村 隆行 議員
8. 大庭 澄人 議員
9. 松蔭 茂 議員
10. 三浦 浩明 議員
11. 大多和安一 議員
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 桑原 三平君 | 2番 三浦 浩明君 |
| 3番 桜下 善博君 | 4番 松蔭 茂君 |
| 5番 中田 元君 | 6番 大多和安一君 |
| 7番 河村 隆行君 | 8番 大庭 澄人君 |
| 9番 河村由美子君 | 10番 庭田 英明君 |
| 11番 藤升 正夫君 | 12番 安永 友行君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	光長 勉君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	榎木 昭典君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	山本 秀夫君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君			

午前8時59分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人でありますので、定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。

7番目の通告者、7番、河村隆行議員の発言を許します。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 改めまして、おはようございます。

私は、3点通告してあります。

まず、鳥獣害対策についてですが、この質問は、産業課の鳥獣担当が2人なのですが、不在が多く相談することが難しいときがありまして、担当の人員を増やしていただき、対策室として立ち上げてほしいということを思って質問をします。

11月の27日に全員協議会で示されましたICT技術活用捕獲事業、これの現状と鳥獣の捕獲、駆除の状況というのが書いてありますが、読み上げて紹介します。

吉賀町の野生鳥獣の被害防止対策は、電気牧柵や鳥獣侵入防止柵の設置等の「守る対策」と吉賀町鳥獣管理捕獲班の協力の下、個体数を減らす「攻めの対策」とあります。捕獲班の現状は、従事者の高齢化や狩猟免許取得者数の伸び悩み、狩猟免許を持っていても勤務の都合により十分な捕獲活動ができないという状況があり、鳥獣被害は農林作物や農地に限らず、家の周りや墓地、斜面などに至るといようなことが書かれており、鳥獣の捕獲駆除の状況で、28年度からはずっとイノシシ、サル、シカと記載されていますが、増えてきている状況で、今年度についてはイ

ノシシが少し少ないかなという状況です。クマも今年度は56の錯誤等があったと書いてありまして、このツキノワグマの捕獲等については、島根県の資料によりますと、今年度は10月末現在で県下で267、益田管内で103、吉賀町で46、これは10月末なんですけど、大体40%から50%近いところを県全体のところを益田管内で占めて、そのうちの吉賀町は40%から50%近いところを捕獲といいますか、錯誤されているような状況で、被害も出ている金額だけでもやはり5%、県内の5%近い金額、被害金額が吉賀町で発生しています。クマ等が錯誤されますと、場所にもよると思うんですが、職員は4時間から6時間はその処理にかかると思います。また、目撃情報等が放送されますが、その放送があるたびにやはり付近に行かれて対応され、朝早くから夜遅くにかけて対応されていると聞いています。生産者も被害が発生しますと当然防除対策を施しますが、次々と被害に遭います。水田・畑には作物があるときはその作物を、また土の中にいる小さな動物を餌にするため至るところを掘り返します。道端やあぜ、のり面などの空き地、いろんなどころを荒らして歩きます。動物の種類によりその荒らし方が違いますが、元の状態に戻すのも大変苦労します。のり面の掘り起こしや用水路が埋まったりとか、あぜが崩れたりとか、そういう作物の被害だけでなくいろいろな被害があります。収穫目の作物を荒らされたり、植え付けてすぐの作物を掘り返されたり、次々と被害に遭うため、対策費や労力も増え、生産意欲の減退につながり、減収となり、生産放棄地となっていきます。

吉賀町では、年間を通しての有害駆除許可が出されています。狩猟クラブへの協力を要請されていますが、クラブも高齢化等によります。また、銃猟狩猟者登録も減少しています。今は産業課内で対策員と2人体制と思いますが、被害等の相談に行っても不在が多く、相談することもできないと。対策室を設け増員して対応するべきだという町民の声も多く、私も本当にそう思っております。今のこの目の前の被害だけに追われての対応ではなく、根本的な対応、将来的に向けて被害対策ができていないと思っております。被害はなくすことはできないと思っております。それにクマの出没や錯誤捕獲等による対応で、鳥獣害対策はまだまだ増加していくものだと思っております。町民が安全で安心して生活できる町であるために、対策室などの早急な対応で被害の減少を図り、安全、安心な町を目指すべきと思ひ、提案します。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。本日もどうかよろしく願いいたします。

それでは、河村隆行議員の1点目でございます、鳥獣害対策についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

野生鳥獣被害防止対策につきましては、電気牧柵や鳥獣侵入防止柵等の購入資材に対する補助金や被害防止に向けた啓発・指導、そして吉賀町鳥獣管理捕獲班の御協力の下、個体数を減らす対応をさせていただいているところでございます。

特に、イノシシにつきましては、平成30年度に522頭、平成31年度には404頭を町内で捕獲しておりますが、町内各所でイノシシの被害が発生しているとともに、サル被害も深刻な状況になっております。

また、シカ目撃、捕獲といった状況もあり、今後の動向によっては深刻な問題になるかと思っております。

今後の対応についてでございますが、鳥獣被害の防止を図るためには、個体数の調整、被害の防除、生息環境の管理など総合的な取り組みに併せ、先般の全員協議会でも御説明をさせていただきましたが、ICTを活用した新技術を導入し、大量捕獲を行うことも重要になってきています。

しかし、現場対応が年々増加する状況の中で限られた人員で新しい取り組みに対応していくことが厳しい現状にあることも事実でございます。まずは、現行の補助制度の拡充や、先ほど申し上げました、ICTの導入による省力化を図るとともに、地域ぐるみの鳥獣被害対策をさらに推進をしていきたいと思っております。このような具体的な対策を講じた上で、なおそれでも現状が解決できないということになった場合には職員体制について検討させていただきたいということでございます。

したがって、現状、今を即刻解決するために人員を増やして対策室等をつくるということではなくて、現状の補助制度であったり、それから今回議決を頂きましたらICTの導入もさせていただきます。そうしたことによって時間の省力化、あるいはコストの省力化を図って対策を講じていきたいということで、現状のもの、それから新たに導入しようとしているものをまず見極めた上で、その後の方策として体制については検討させていただきたいということでお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 対策員というのは1年、2年ですぐ専門家になれるというわけではないと思うんですが、早いうちからされるほうがいいんじゃないかと。野菜や果樹、畑、水田とあらゆるところに鳥獣の被害があって、対策は地形や鳥獣の種類によって変わってきますが、季節によっても変わってきます。それに今年は、先ほどのクマの出没等が対応をまだまだ追加させていると。その上に危険度も増していると。放任果樹などのクマの餌のことも議論されていますが、ただその木を切り倒せば済むかということは、今は済むかもしれませんが、動物はやはり次々と餌を求めて出てきます。町なかに出たり、民家の近くにと。そうするとやはりその動物と共存といいますか、すみ分けるというか、やはりそういうことも考えて、昔のように家や畑や田んぼ、山と山との間に見晴らしの利く晴れやかなゾーンといいますか、そういうところを設けていく、そういう対策もやはり必要となってくると思うんです。今ほとんどの地区に既存の防護柵

等も張り巡らされていると思うんですが、それも時間がたってもう破られたりとか、壊されたりとかいろいろとそういう状態なんです、それを新しい防護設備や駆除花火等も使って、いろんな組み合わせで防いでいくと。これを諦めないで続けていくしかもうないと思うんですが、いろんな鳥獣がいてそれぞれ習性も違いますし、総合的にやはりその土地や動物に適した方法で対応していくというそういう計画を持って対応していくには、やはり対策室といいますか、そういう人員を増やして、1年、2年でなかなか専門家になれるということでもありませんし、何とかお願いしたいと。今ここで対応しないと鳥獣の被害に負けて生産を放棄することになることが多くなるんじゃないかと。瞬く間に町全域にそういう被害が拡散していくと思います。まず守っていくこと、農作物だけではないと思うんですが、クマもサルもイノシシも人に危害を加えるおそれがあります。町民が安心して暮らしていける、安全な町であることができるように、やはり最優先でこれは取り組んでほしいと思っておるんですが、いま一度町長のお考えをお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど答弁したことに尽きるわけですが、まず今あるものをまず活用させていただきたいということで、それでもなお現状が打破できない場合には一つの手段とすれば、今議員が御提案になったようなこともやっぱりあるんだろうというふうに思っています。

役場に行ってもなかなか鳥獣対策の担当であったり、専門員がいないということでございます。端的に言って2人で対応しておりまして、全町をカバーしていますので、非常に件数が多いということで現場等の対応でなかなか分庁舎のほうへ常駐している時間というのは本当はないんだろうと思います。そうしたこともありまして、ICTを活用させていただいて、今回、親機3基と子機を100基ということで、これ全て捕獲班のほうへということではなくて、80が捕獲班で残り20が町のほうへということで、20基は町のほうで管理をして運用が可能だとそのようなつくりさせていただく予定でございます。

そういたしますと、今2人で対応しているアナログでやっておるものがその20基の子機によってやはりその時間の省力化であったり、これは当然、経費の上でのコストもそうなんです、燃料代等も、そうしたことでまず、幾らかなりとも庁舎のほうへいる時間は確保できてくるかなというふうに思っています。

それから、補助制度もあるわけございまして、先ほど少し議員のほうからもございましたが、電気牧柵であったり、それからワイヤーメッシュ、それから煙火等、令和3年度の決算にも出ておりましたけど、この今、申請件数9件であったものが既に今年度11月の末の段階でも、今申し上げた電気牧柵と防護柵と煙火だけでも50件上がっています。これは申請をされる方のいわゆるその事業規模によっていろいろ金額が高い、低い、補助金が多い、少ないがあるので、一概

に金額だけの比較はできないわけですから、今件数だけ申し上げましたが、もう既に9件だったものが今年度、年度ちょっと半ばでも、もう50件ぐらいになっているということで、まさに大変な状況なんだろうというところは察するわけでございます。こうした補助金も今町のほうでできる限りの財源の措置はさせていただいているつもりでございますので、活用をまずお願いをさせていただきたいということと、産業課のほうが前々から言っております、地域ぐるみでの鳥獣被害対策を取っていただきたい。そのために今、専門員もそうしたことをアナウンスしながら地域のほうへ出かけていって、取り組みの紹介であつたりをさせていただいているところでございます。ぜひそうしたことを専門員なり職員を活用していただくということと、なかなか個人の対応というのは本当に大変だろうと思いますから、地域挙げて、集落挙げて、地域ぐるみの有害鳥獣対策をぜひ取っていただくように、これはお願いもありますし、我々の行政の責任としてもそうしたことをやっぱりお願いをしていかなければならないというふうに思います。

クマのお話がありました。せんだって新聞のほうにもありましたけど、大体12月から3月が冬眠時期なのにその時期にクマを目撃することが非常に多くなったということで、統計を取り始めて、特に今シーズンが過去最高だというようなこともありました。原因、理由はいろいろあるようでございますが、環境省なんかのを見ますと、どうもやっぱりそもそも暖冬の関係で要するに厳しい冬を乗り越えられるようになったということでこれがまず一つあるということと、もう一つは里に下りれば、どうも2年連続でドングリの凶作が続いてその関係で要するに山の中に餌がないから里に下りていけばおいしいものがたくさんあるわけですから、そうしたことでやっぱり統計を取り始めて過去最多になっているんだというような分析もしておられるようです。現状はそうしたことで非常に厳しいわけでございますし、特にクマであつたり、イノシシもそうですし、サルもそうなんですが、人に対して危害を与えるというのが一番怖いわけですから、今、屋外とかスピーカーで目撃情報もアナウンスもさせていただいておりますが、そうしたこともしながら住民の皆さんの命は当然守っていかなければならないというふうに思っています。なかなか御期待に沿えるような回答できないわけでございますが、まずは、繰り返し申し上げますが、今ある補助制度であつたり、それから地域ぐるみの有害鳥獣対策を行っていただく。特にICTをこれから入れようとしておりますので、そうしたことも活用し、捕獲班の方にも御協力いただきながら、まず現状でまずできるところを精いっぱいやらせていただいて、その上でまた現状が変わらない場合には御提案があつたような内容について検討させていただきたいという思いでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 暖冬で餌がないと、それからいろんな要素が組み合わさっていると思うんですが、9月議会でも質問したことがあるんですが、やっぱりナラ木枯れとかという被

害がやはりこういうところへ影響を及ぼしてくるかと思っておるんですが、やはりドングリが大きな要因になっているのではないかというような話を猟師さんから聞くんですが、ではドングリを、ナラ木をカシを植えたらいいいという、すぐそういうことにもなりませんし、そういう対策をやはり、対策室といいますか、そういう長期的な対策もちゃんと織り込んでやっていくのが一番やはりやっていかないといけないんじゃないかと思っております。煙火花火のことを今町長言われましたが、本当にそうで、地域ぐるみでやはり一つの集落でサルが出まして、それを音が聞こえたらまた次の集落で打つというようにして、サルが嫌がるようなやはりそういう地域ぐるみで防除を張っていくというやっぱり大事なことだというようなのも、鳥獣のその対策される町のほうの指導でそういうふうなのをやって成果が出ているようなところもあるかと思っております。やはり町長の認識度というか、捉え方と思うんですが、鳥獣被害をどのように捉えているかと。例えばサルなんですけど、私が記憶しているのは、40年以上前ですが、金山谷や初見地区で秋に落ち穂を拾いに出ているのを見たりとか、それから蓼野地区で田に出て稲穂を食べて、へりで仕事をしていてもやはりサルが出て食べたりとか、抜月で栗やシイタケに被害を出し、それから各地町内で被害が出ました。私も栗や原木シイタケをやっていましたが、とうとうサルとイノシシの被害で諦めざるを得ないような状態にもなってきました。防護や対策がなされていないところをどうしても狙って出てきて、対策の遅れている地域では被害を出しています。やはり特産のワサビや原木シイタケ、栗などが生産の激減となったのは、やはり高齢化だけではなく、こういう原因も重なるとるのではないかと思っております。捕獲許可に記載されている鳥獣、タヌキから始まりイノシシとか、ヌートリアとか出ていますが、畑ではヌートリアとアナグマ、田んぼにはイノシシとサルとか、特産にはクマやイノシシが害を及ぼしており、被害で耕作を諦めるというようなことに追い込まれていると思うんです。ということは、やはりこの被害対策をちゃんと解決しないと露地での生産や産地化はできないということにもなるのではないかと思っております。産業課を挙げてやはり対策室を拡充し、対応していくという一つの基本的なところを町が示してほしいという思いであります。

次の質問に移りますが、これも獣害被害が出ている件もあるんですが、まず大井谷の棚田についてですが、今年はコロナウイルスの影響等で様々な行事も中止になったようですが、去年は12月に棚田のライトアップがあり、展望台よりのこの明かりを多くの人が見に来られました。町長も点灯式の日の挨拶の中でこの美しい棚田をいつまでも残していくと、努力していくと挨拶されたように私、記憶しているんですが、地元の人はもちろんですが、あのときに来られた人も皆、棚田のライトアップが今年も見られると期待されていたと思うんです。これはやはり棚田の活力源になると思っておりますので、続けること、継続することが棚田を守ることにつながるのではないかと私は思っております。

それと、棚田周辺は携帯電話のつながりにくいところがあり、特に集会所周辺はメーカーにもよると思うんですが、つながらないとのこと。今どき携帯もつながらないというようなところはなかなか若い人も来てくれないんじゃないかと思っております。また、防災上も大井谷の集会所は指定の緊急避難所となっています。これが機能しないということは、携帯がつながらなく機能しないということは大変問題ではないかと思っておりますので、早急に確認をして対策を講じるべきだと思っております。

それと、先ほどの獣害の件ですが、やはり棚田にもイノシシが出て、田の中に入り、稲を踏み、掘り起こし、あぜを壊し、また刈取り前には田に入り、それが減収となります。電気柵を張って防御しますが、完全に防ぐことができず、被害が出ておられます。町長もここにおられる皆さんも皆、稲作、稲を作っておられると思うんですが、収穫直前に荒らされると本当に耐えられないと思うんです。それも御高齢の方が頑張って作られたのを一晩にして荒らされたら、本当に辛いことだと思っております。このことは町長も分かってもらえると思っておるんですが、大井谷の集落にはイノシシの防護柵が張り巡らされておりません。個人個人で圃場の周りを電気柵などで守っておられます。まず、集落を守る防護柵を張り巡らす、その上に電気柵を取りつけ、先ほどのイノシシやサル、クマなどの対策をします。夜、棚田でライトアップ等がありますと、やはり暗くなってからですから、安全で安心して棚田で過ごしてもらえよう、まずはそういう対策も取っておくべきだと思っております。町長は、何とかそういう思いを取り上げてほしいと思っておるんですが。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の大井谷の棚田についてお答えをさせていただきたいと思えます。

昨年行われました大井谷の棚田のライトアップにつきましては、地区の棚田保全組織であります「助はんどうの会」が主催をし、町内外から御好評を頂きました。また、この事業の成功は、議員が言われるとおり、地域の活力ともなったところでございます。

残念ながら今年度につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大という観点からライトアップ事業は行わないことを決定されたようでございます。

このライトアップに使用いたしましたLEDライト、3,400本でございましたが、奥出雲町の大迫谷の棚田保全組織のほうから借用したものでございまして、今後、開催するに当たっては、こうしたライトを用意をしなければならないということでございます。

このライトでございますが、1本当たり約1,000円というような状況でございますので、昨年と同じ程度の規模で行うとなりますと、ライトだけで約340万円の経費が必要となります。この経費を捻出するために、行政のほうでも「棚田トラスト制度」、あるいは「しまね社会貢献

基金」、さらには「ガバメントクラウドファンディング」、こうした検討を行ったところでございますが、全国でも同じような事業が開催されておりまして、いずれも困難であるということが分かりました。このような中、地元組織が宝くじの収益を財源といたしますコミュニティ助成事業に応募しております。これが認められれば、来年度になります。ライトを購入して同じようなライトアップイベントが開催できるのではないかとこのように思っております。大いに期待をしているところでもございます。

こうした形でコロナが終息をいたしまして、再びこの大井谷の棚田に希望の明かりをともしていただけるように、行政といたしましても最大限の支援を行いたいというふうに思っております。

金銭的なこともそうなんです。先ほど言いましたように、3,000本以上のライトを現地に設置をするということになりますと大変な作業でございます。したがって、管理、撤去、こうしたことも含めて大変な御苦勞になりますので、前回もそうでしたが、ボランティアの方を募りまして、十数名の方にお手伝いをいただいたということでございます。ですから、イベントを開催をしていくためには、まずそうしたツールが必要でございますし、道具が必要でございますし、あとはそれを支援をしていただく方も必要だということでございます。

それから、棚田の利活用という面におきましては、昨日、ほかの議員の質問でもお答えをさせていただきましたが、昨年、国会議員の議員立法で棚田地域振興法という法律ができました。これを活用させていただきたいということで、もう既にこの大井谷の棚田につきましても、今年の10月にこの指定を受けさせていただきました。これは棚田を指定をするのではなくて、その棚田のある旧市町村単位で指定をするものですから、大井谷の棚田が指定ということではなくて、島根県吉賀町旧柿木村が指定を受けたとこういうつくりになるわけでございますが、いろいろこの指定になりますと、今度は地元で組織をつくってそれにコンシェルジュ等も入っていただいて、いろいろなこの活動の計画を立てる。そうするとそれに見合うような財源がたくさんありますので、それをもう優先的に採択をしていただくとか、たくさんメリットがありますので、そうしたことで活用できるように今回をいい機と捉えて頑張りたいなというふうに思っております。

それから、携帯電話のお話がありました。大井谷の棚田の周辺エリアにつきましては、携帯電話事業者1社につきましてもほぼ全域、また、ほかの1社につきましても、一部においてサービスエリアとなっております。いわゆる携帯電話不感地域ではございませんので、国庫補助事業を活用した基地局施設整備事業の対象とはなりません。また、町単独で行うということは、財源、それから全町的な状況などを考慮すると困難な状況でございます。特定の携帯電話事業者のサービス提供が必要ということでございましたら、地区住民からの要望等によりまして、事業者へ働きかけを行うことはできるものと思われま。ただし、この場合においては、携帯電話事業者の

自主事業となりますので、その御判断につきましては、その事業者が行うということになるとのことでございます。

今後につきましては、国では高度無線通信を行うための整備費として、無線通信事業者に直接補助をする制度を設けておりますので、事業者にしっかりとこの制度を活用していただきたいということも期待をしているところでございます。

また、大井谷の集会所につきましては、今お話がございましたように、町の防災計画の上では指定緊急避難所に指定をされているわけでございます。一旦、有事の際の連絡の体制、それから平時の通常時の情報提供の方法につきましては、これは担当しております部署のほうでも留意をさせていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それから、最後にありました有害鳥獣のお話でございます。私も実は、細々といいですか、1町ばかり水田をやっておりますが、お話があったように、収穫の最後のところでイノシシにやられたり、私の田んぼも今年は特にトビイロウンカに散々な目に遭いましたけど、本当に春先から育てたそのものが最後になってそうした形になるというのは、本当に悲惨でございますし、そして残念といいですか、無念さが募るわけでございます。そのことは重々、私も一人の生産者として承知をしているわけでございます。そのためにも、いろいろなその鳥獣対策ということで、先ほどの質問でもございましたが、こうした大井谷の棚田の集落でそうしたことになりますと、いろいろ策はあろうかと思っております。いわゆる牧柵をやったり、それからまた電柵をやったりいろいろ手法はあろうかと思っております。それから財源につきましても、直払いであったり、それから町の単独で持った制度もございまして、まずは地元の方の御協力がないとできません。集落ぐるみでということが大前提でございますので、まずは集落の方に地域の方に産業課に出かけていただいて、今の現状とそれからどうしたいのか、どういう策がいいのか、もしやるのであればどうした手法でどうした財源を使えば非常に有効的だと、そうしたことをちょっと御相談をさせていただいて、そうしたことの対応をぜひお願いをしたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 棚田にはやはり観光といいですか、人がたくさん来られると思うんです。そういうまた地域になってほしいと思っておるんですが、そこでやはり安全は担保してあげないといけないんじゃないかと思っておりますので、そういう害獣等の被害に遭わないような要望はちゃんとしておくべきだと、町もすることはちゃんと対応してほしいと思っております。

次に、地消地産についてお伺いします。

地産地消とは、地域で生産をしたものを地域で消費しましょうと、いわゆる消費行動を促す取り組みだと思っております。地消地産は、地域で消費するものを地域で生産しましょうと、生産構造を

変えましょうという取り組みではないかと思えます。給食をはじめ、その他町内各施設でも町内産物を使用してもらおう。必要な種類、必要な量、必要な時期にできる限り町内で生産し、これを賄ってほしいと。いろんな指針や計画を立て、地消地産をまず進めるべき、食から地消地産を進めるべきだと。町内で必要なものは町内で生産するという大きな目標を立て、例えば品目別とか種類別、カロリー換算で自給率などの数値化をし、対応すると。

吉賀町学校給食は完全無償化です。消費税引上げ等により、食材費は上昇していると思えます。給食費は、小学校で300円、中学校で340円、これは県内で1食当たりの単価、負担額でいいますと他の市町村より高い数字だと思えます。これは何に要因があるのか。食材の違いからか、また有機農産物中心で町内産を使っているからと、こういうことがこれからも変わらないのか、これからはどういうふうにするのかというような決まりや指針があって、それに沿って実施されているのかということをもっとお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、学校給食食材を含めました、あえて地消地産ということでお答えをさせていただきたいと思えます。

現在、吉賀町の学校給食の給食費でございますが、小学校につきましては300円、中学校につきましては340円としております。県内の状況でいいますと、それぞれ自治体で内容的にいろいろ事情がございますので、一律に一概に比較するのは難しいと思うわけでございますが、極端に高いという状況ではないと思っております。教育委員会のほうでも資料を提供をさせていただきましたが、吉賀町の金額と比較をいたしますと、県東部でも同等の金額はありますし、特に隠岐諸島の町村におきましては、やっぱり土地柄ほかの経費がかかたりして、物理的にやっぱりだんだんこう高くなっていくということは当然あるんだろうと思えますが、全県的に見ても飛び抜けて高い状況ではないというふうに思っております。

ちなみにお隣の津和野町についてでございますが、小学校が305円、それから中学校の場合は335円というような状況でございます。

食材について明文化されたものがありますかという問合せでございます。教育委員会のほうといたしましては、そうしたものはないわけでございますが、極力、以前から申し上げておりますように、地元産の有機農産物を利用するという方針で対処させていただいていると。何よりも将来を担う子どもさんでございますので、まずは安心、安全という観点から食材の調達をさせていただいているという状況でございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 吉賀町の教育委員会条例の中に吉賀町学校給食に関する規則、これには給食の種類や対象、実施回数、1食当たりの単価、給食費の徴収、また吉賀町学校栄養士

の職務に関する規則、これには職務の基本、学校給食実施計画への参画、栄養管理、物資購入、学校栄養士は学校給食共同調理場の管理をすることと、給食共同調理場規則にうたっています。町内3か所の調理場があり、その職務が規定されています。教育委員会規則では、これに定めるもののほかは必要事項は教育委員会が定めるとあります。ということは食材については、栄養士さんか、教育委員会かということになると思うんですが、栄養士さんが購入計画や発注・検収ということになると、有機農産物は栄養士さんか教育委員会どちらかで決められていると。またそれも調理場3か所ということは、別々でそれぞれの栄養士さんが単独で管理されているか。またこれも教育委員会が指示を出しているのかとか。ほかにもサクラマス交流センターは総務課が管理されていると思うんです。その他各施設それぞれが別々に購入されて使われていると思うんですが、地産地消、米や野菜、加工品、みそや梅漬け等ですが、個々の施設が別々に購入ではなく、一括して管理して、産業課の地産地消の担当の方がおられると思うんです。教育委員会や総務課等から農産物の購入計画等を聞き、それを町内生産者や加工所と相談し、発注する。吉賀町内産農産物・加工品の食材を町内で使用するということになると思うんです。有機農産物や町内の食材でということが取り決めていないということですが、食育という教育のため、食材に関しての取決めもなく給食が実施されていたのでしょうか。取決めもなく、単価も高くと思うんですが、普通栽培の米や野菜、加工品などの地域食材は使わないのでしょうか。学校給食等に参入したくても、参加できないのではないかと思います。やはり産業課を中心に対応してほしいと。

産地化推進支援事業が始まります。各種野菜が生産されると思うんですが、これを連携してやはり取り組んで、一つの取決めをつくり、町内産の有機や普通栽培でそういう取決めがなされたらやはりそれに見合ったものを納入できるような体制をつくっていくべきだと思うんですが、食からエネルギーまで地産地消、地域循環といっても、まずは実施しなければ何も始まってこないと思うんです。まず今、有機農業の町でもあるんです。普通栽培も取り込んで、町内で使うものを町内で賄うというこの地産という大きな目標をやはり町が掲げて動いてほしいと思うんですが、町長、もう一度お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど答弁したとおりでございます。学校給食に限っていえば明文化したものは、当然、食材についてはないわけでございますが、基本的には先ほど申し上げましたように、地元産の有機農産物を利用するというこの方針を持って対応しているということでございます。それに基づいて、当然、栄養士であったり、それから栄養教諭もおられますので、そうしたことで対応していただいているということでございます。ああして給食費の無償化もさせていただいておりますが、あくまで経済的な支援ということが主でございますが、安心、安全ということを行政のほうがかっちり責任を持って提供していくという考えの下に対応させていただいて

いるものでございます。やはりいろいろな供給とか、こちらのほうで食材を調達する関係で、今、給食の、先ほど申し上げた単価自体が厳しい状況なんですけど、基本的にはそれでどうにか調達できるように頑張っ、現場のほうも頑張っ、いただいているところでございます。

それから、地産地消の推進についてでございますが、吉賀町のほうといたしましては、今その業務を町の農業公社に委託をさせていただいて推進をしております。学校給食のお話もありましたが、学校給食をはじめ、保育所など様々な施設に今、食材を納入しております。今後につきましても、生産者の方と季節ごとに必要な野菜などの情報を共有しながら、生産量と供給量の拡大に当然努めていきたいというふうに思っています。

今、私この手元には、農業公社の役員もしておりますので、公社のほうから実績とか計画も頂いておりますが、令和元年度で申し上げますと、やはりコロナの影響も徐々に既に出ておりましたし、それから野菜の生育不良等もございまして、前年度と比較では、若干という表現がいいんでしょうか、落ちておまして、今10の施設に対して地産地消ということで、これは当然有機に限らずということなんですけど、町内の生産者の方、農家さんから御協力いただいて、10か所に給食センターであったり、保育所、それから養護老人ホームの銀杏、それからサクラマス交流センター、よしかの里もそうでございます。そうした10か所に供給をさせていただいております。供給量で申し上げますと、前年度比較では87%、量としては1万6,587キロですから、約16から17トンで前年度比較で87%、それから金額にいたしますと596万7,000円、約600万円なんですけど、前年度との比較では83%ということで、地産地消事業、公社も頑張っているんですけど、ちょっとほかの要件があっ、厳しい状況です。とはいいいながら、非常に人気もありますし、農家さんも大変喜んでおられるというような状況でございます。今、公社のほうといたしましては、それをさらに進めていこうということで、申し上げましたように、情報の共有化をまずさせていただいて、継続的・安定的に供給ができる仕組みをさらに構築していくということで、具体的には、定期的な調整会議をまずさせていただく。農家さんと公社とそれから供給先ですね。それから、お話のありました食育のこともしっかり捉えて、現場といいますか、提供する施設、それからほかの施設も開拓をさせていただくんだというようなことも今考えております。ですから、そうしたことも現にやっておりますし、それはまだ多分十分ではないというお話だろうと思っておりますので、さらにそうした地産地消事業がこう幅広になるように、これからも関係者の皆さんといろいろ意見交換をしながら、頑張っ、いきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 農業公社でその対応をされているということなんですけど、やはりそういうコーディネートしていくのは、やはり産業課。産業課がやはり町内全体で有機農産物、

普通慣行栽培の品物、加工品、そういうものをやはりどういうところがどれだけ必要としているからという、そういう情報を集めて、出て、歩かれて、集めて、それを対応していくというやはり町の産業課が中心となって、先ほどの獣害対策もそうですが、これがしっかりカバーしないと生産も安心してできませんし、学校給食に使うんだから生産者の方にこれを作ってくださいと言われたら、生産者も応諾されるというか、作ってもらえるんじゃないかと思っております。地消の町として、やはりしっかり産業課で対応してほしいというのが私の思いなんです、以上で質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、7番目の通告者、7番、河村隆行議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

午前9時53分休憩

.....

午前10時04分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

8番目の通告者、8番、大庭議員の発言を許します。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 私は2問の質問をしております。それで、ちょっと舌足らずのところがあって、ちょっと聞き取りにくい部分があるか、御容赦願います。

六日市病院は、今まで、半世紀にわたる歴史があります。そういう中で、日本の医療制度自体がころっと変わって、変わった時期というのが小泉内閣のときに変わったんですけど、それ以後、経営が不安定になり、なかなか病院経営も難しい状態になってきました。都会ではもう、人が入れ替わり立ち替わりでいっぱい入ってきて、そしてすぐ出ていくということが出来るんですけど、田舎ではそうはいかず、なかなか難しいと。そういう中で、都会では経営が何とかやっつけられるけど、田舎のほうでは、地方では難しいと、これが今の日本全国のどこでも言われるような状態ではないかと思えます。

そういった中で、六日市病院が今後どのような方向に行ったらいいのか、そういったことを、まず町長自体がどういうふうに思うておられるのか、その辺のことをぜひ聞かせていただきたいと思えます。六日市病院が今までになってきた町長の六日市病院の今後のあり方ちゅうのを、ぜひ思いをお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、大庭議員の六日市病院の今後はということでございます。

まずは、今後はどのような方向に行くのか、その思いをということでございます。

六日市病院につきましては、先ほど議員のほうからも御紹介ございましたが、当初、個人病院としてこの地で開業、開設をされました。その後、様々な法人形態を経まして、現在、社会医療

法人として、この地域の公益性の高い医療を担っております。地域の必要な医療の存続に向けて、町といたしましては、六日市病院支援を当然のごとく継続して行っていく考えに変わりはありません。

そうした思いの中で今回のような事態になっておりますが、ぜひ病院機能をこの町内に残したいという思いで、島根県あるいは石州会様にも入っていただいてあり方検討会議を行って、今、引き続き協議を行っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 町長の説明がちょっと少ないように思うんですが。まあ、いいんですけど。今まで、昨日も3名か何人かの人が質問され、今日もまたちゅうことで、もう何か質問し尽くしたという感じなんですけど。

私は、六日市病院の中で働いている労働者の方、その人に、この間も聞いてみたんですけど、やはり実際働いていて、この先、六日市病院がどうなるんだろうかと、そういったことがものすごく頭にあると。そして、仕事中にはそのことはあんまり思うてはおらんけど、やっぱり休憩なり、そういうときにはやはり頭の中をよぎるということでありました。そして、六日市病院がいろんなこと、特に下で働いている者の意見を取り上げてもらえないということも言うておられました。そういった中で、やはり実際に働いている人が不安な気持ちでやっているということ自体が、いい医療を追求するには至らないということであると思います。

そういう中で、やはりいつまでも六日市病院のあり方検討会とかそういうのをやっても、なかなか方向性が出ない。ただ出ているのは公設民営化と、そういうことだけであって、その辺で、今後どういうふうにしたらいいんだろうかということがなかなか出てこないという、そういう中で、ぜひその辺のことをもう一度町長にお願いしたいんですが、お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 当然、今、議員のほうからお話がありましたように、現場で、病院で働いておられる職員の方にとりましては、いろいろな情報が耳に入ったり聞いたりする中でございますので、非常に不安であるということは我々も感じているところでございます。

そして、どなたの発言か分かりませんが、議員申されましたように、なかなか職員の方の意見が取り上げてもらえないという御意見もあったやに今お受けをいたしました。そうしたこともやはりあるんだろうと思います。

我々のほうといたしましては、そうしたお話を聞くのは今回初めてでございまして、昨日もほかの議員のところの説明をさせていただきましたように、12月の3日に、我々、病院のほうに出向きまして、理事長以下8名の幹部の職員の方、そして我々も5名、私以下副町長含めて病院へ出かけて、いろいろな意見交換もさせていただきました。

主な目的といたしましては、直近の財政推計の内容をお伝えをするということでしたが、それをぜひ病院のほうに、石州会のほうにも検討なり精査をしていただきたいということと、もう一つは、やはり引き続き意見交換なりディスカッションをさせていただきたいと。そうすることによって、病院の将来的なあり方、規模感をすり合わせをさせていただきたいということをお願いをさせていただいたわけでございます。

その意見交換、ディスカッションにも、幹部の職員の方は当然なんです、それ以外の働いておられる方、病院の将来を担う若い方であったり、そうした方にまた限らず、本当に幅広い御意見をぜひお聞かせをいただきたい。そうした集約をもって、我々との協議もしていただければということ御提案をさせていただいたところでございますので、恐らく石州会のほうにおかれましては、そうしたこともやっぱり念頭に置いてこれからの意見集約もしていただけるものであろうというふうに、我々は大いに期待をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 中国・四国の平均のベッド数、それが昨日の話の中では64床ぐらいと。そして、六日市病院の、これは外来でしょうが、22.5%減ってきていると。そういった中で、六日市病院のあり方として、今後、ベッドをどのぐらい確保していくのか、そういうことはもう大体出てきているんじゃないかと思うんです。

それで、そのような中で、ベッドを60床ぐらいで経営をしていく中で、六日市苑というのが4階、5階とあるわけですけど、その六日市苑というのはもうかっているのかどうか、その辺のことをちょっとお伺いしたいんですけど。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 病院の規模感のお話でございます。昨日、これもほかの議員のところでお答えなり説明をさせていただきましたが。

いろいろな手法があって、規模感を分析することはあるんだろうと思いますが、我々としたしましては、3つの観点から今回検討させていただいたということございまして、まずは人口規模等もほぼほぼ同等の、同じ、お隣の津和野町との比較の中でおおむね50床程度、それからもう一つは、中国・四国地方の管内の人口同規模のところの20の病院をピックアップをさせていただいて、これを吉賀町の人口規模にいわゆる落とし込んだときにどうかということございまして、おおむね20のうち18については、六日市の病院のほうがベッド数が——18のところは病院のベッド数が少ないということで、その平均が64床だったということで、これもおおむね60床ぐらいが適当ではないかと。

それから最後、3つ目は、吉賀町、この六日市病院の町の入院患者等があるわけですから、これをいろいろ検討していく中で、それが58床ぐらいだというような3つの見方から検討させて

いただきました。

ですから、分析を3方向でさせていただいて、結論といたしましては、この六日市病院のいわゆる入院病床の町内ニーズというのは、おおむね50から60ぐらいではないかというようなことを、今、町のほうとしては、将来像ということで持っているわけでございます。当然、病院は病院のほうで、石州会のほうはお持ちであるわけでございますから、ここら辺りのすり合わせをさせていただきたいというのが、先ほど12月の3日にお話をさせていただいたところでございます。

それから、六日市苑のお話がありました。ああして、今、西棟のほうは閉鎖をして、休床して、154のものが120になっていますけど、六日市苑自体の経営ということ、私、今、この段階でその数字を持ち得ておりませんので、それ自体で収支がどうかというのは今ちょっとこちらの席でお答えすることができません。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） その次に、病院自体は経営が主に看護師不足による困難ということもあると、昨日も同僚議員の中から言うていましたけど、やはり私もそのような思い、看護師が足りない、看護師がいない、こういう中で去年も二十何人かの退職があり、また来年も25名ぐらひは辞めていくんではないかというようなことを思われますが、看護師が辞めていったらやはり病院経営がやっていけないということで、その辺で、六日市病院の中で、事務職は何ぼでもおる。しかし、事務職というてもやはりお金を生まないという、言葉は悪いですけど、思います。そういう中で看護師をどう確保していくのか、そこ辺のことをもう一回、町長お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 看護師確保についてでございます。

御案内のとおり、令和4年3月の六日市学園閉校に伴いまして、卒業生を奨学金制度活用によって安定的に確保していた従来の対策が困難となるということから、新たな医療従事者確保対策を今年度制度化をしております。

この内容につきましては、今年の4月のときだったと思いますが、町広報の号外のほうでも御紹介をさせていただきまして、議会のほうにも御説明を申し上げたところでございますが、予算的には、全体では新たな制度は730万円でございます。

組立てといたしましては、医療・介護従事者確保に向けた支援制度ということでございまして、1つは人材確保を図るための奨学金の事業、それから2つ目が従事者の資質向上を図り人材育成を推進する事業、それから3つ目が人材確保を図るための求人募集等に関する事業で、4つ目が離職対策のための事業ということでございます。

なかなか、これ、吉賀町に限らず、医療・介護の現場で専門職の方を採用、雇用するというの

は、いわゆる人材確保というのは非常に難しい問題でございまして、ある意味取り合いのような状況でございます。それに加えて、今、町内こうした状況でございますので、極力、行政といたしましても人材確保に向けた支援をさせていただきたいということで、これも六日市病院のほうといろいろ協議を重ねていく中で、あり方検討会議の中で、今申し上げました4つの組立てになりますが、新しい支援制度を新設をさせていただいて、議会のほうでも御認識いただいた上で780万円の予算を計上しております。

とりわけ離職対策の部分でございまして、離職を防ぐための支援事業ということで、これは事業所が行うその部分の半分、50%、財源補填をさせていただくということでございまして、今年度予算のうちにおきましては、先ほど申し上げました780万円のうちの300万円については、そちらのほうに回せる財源を今確保させていただいております。

そうしたことをしながら、極力、この医療現場に、病院の現場に残っていただくような対策を講じているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 町としては、やはりお金の支援という、日本の医療制度自体が崩れてきているような状態の中で、やはり行政がお金を出すと、そういったことを行うことによって救済するというので、そういう手段しかないと思うんですけど、そういう中で、たかだか1,000万円にも行かないようなお金で果たして人材が集まるのかということも不安にすごくなります。

そういう中で、今度、公設民営の話が起こっているわけですけど、六日市病院自体、建物がもう四、五十年たっているんで、中がものすごく傷んでおります。そのような中で、建物自体を壊してやり直す、そういったことを考えていると思うんですけど、そういった場合に、やはり中におる患者はどうなるのか、そこら辺のことも含めて、ちょっとお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 公設民営化に向けてのお話でございました。将来的な人口や医療ニーズに必要となる病床数や診療科目等の病院像を早期に決定しというのは、先ほどの、我々町が持っている部分と、それから病院のほうが持つておられる、いわゆる規模感のところに差異があるわけでございますので、こちらのほうのすり合わせをしながら早期に決定をします。

公設民営化した場合に、施設修繕費や医療設備の更新費用、さらには起債償還費等が将来の吉賀町の財政に及ぼす影響を検証し、将来的に安定して診療や運営が可能となるように、現在、島根県や石州会とのすり合わせ作業を行っている状況でございます。当然、最終的には、今、三者で構成しておりますあり方検討会議のほうで方針を決定していくということになるかと思えます。

財政推計を、今、させていただいていますが、これは病院のほうから頂いております資料等をベースに、町としての判断あるいは島根県の助言等を頂きながら、財政推計もしているところがございます。当然、先ほどありましたような施設設備等の更新についても、病院のほうから頂いた資料の中で判断をさせていただいて、金額のほうは落とし込んでいただいております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） その地域にきちっとした病院があるかないかによって、その地域の評価も変わると思うんです。そういう意味では、やっぱり吉賀町の人口、そういった面にも影響を及ぼしてくると思うので、ぜひしっかりとの方針を出して、それに沿ってやっていく、そういうことをお願いします。

それで、次の質問に移りますけど、熊出没についてですけど、クマは毎年増えているように思うんですが、特に今年なんかは五十何頭のクマが出てきているということで大変にもものすごい恐怖であると思うんです。クマは殺せないということなんで、生息範囲というものが決まっていると思うんですが、それ以上、越したらどうなるのかちゅうのを聞きたいんですけど、その辺のこと、もし分かればお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2つ目の熊の出没についてということでお答えをしたいと思います。

この件につきましては、鳥獣被害対策の関係でほかの議員からも何点か通告ございましたので、そちらのほうと重複する部分があるかと思いますが、その点、お許しを頂きたいと思います。

クマの目撃情報件数についてでございます。本年度は、11月末現在で85件、令和元年度が102件、そして平成30年度が45件という数値となっておりますが、この目撃情報に関しましては、あくまで当町、いわゆる役場のほうへ連絡があった数値ということで御認識を頂きたいと思います。ですから、当然、御連絡を頂いていない件数もあろうかと思ひますし、そうしたことがこれ以上にあるということはお含み置きいただきたいと思ひます。

また、特に本年は、クマの錯誤捕獲と有害捕獲頭数が例年に比べ非常に多く、ここ数年の平均値の約30頭に比べ、11月末時点で63頭となっております。

主な要因としては、クマの餌となるコナラ、ミズナラなどのドングリ類が山林内で凶作であったことと、ハチやアリなどの昆虫類の発生も少なく、餌を求めて人里近くに出没したものと考えられます。

こうした状況でございますので、里に下りてきたということもございしますが、お尋ねの生息範囲ということで申し上げますと、先般の全員協議会のICTの活用のところでも、いわゆる航空写真で色をつけたものをお示しをさせていただいたと思ひますが、ほとんど全町エリアをカバー

しなければICTの活用のメリット、効果がないということです。裏を返せば、生息範囲というのは吉賀町全体であるということをお願いしておきたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 生息範囲の中で、何頭ぐらいのクマがいればよいというのは分からんということですかいね。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、お尋ねになられた内容で申し上げますと、我々としては、そうした数については承知をしております。ですから、生息範囲が、今、全町ということで申し上げましたが、ですから、その全町の生息範囲の中でどれぐらいのクマの頭数がいれば適正な規模かというお話だろうと思うんですが、ちょっとそれについては、我々といたしましては承知はしていません。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 頭数に関して分からないということですけど、今後、頭数を決めていくのか、その辺も含めてぜひ検討はしていただかないと、野放しに放っておいても、クマは増えているのか、減っているのか、ちょっと私自身も分からないんですけど、やはり里に下りてきているということは、だんだん増えていると。昔はそういうことはあまり聞かなかったんですけど、最近になってだんだんこっちに下りてきていると。食べ物とかそういった関係があるんでしょうけど、そこら辺で、やはり、多過ぎて出ているのか、その辺も一応調べる必要があると思うんです。ちょっと難しいかもしれんけど、その辺の気持ちはあるのかというのをもう一度お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） クマの頭数、いわゆる個体数を把握をなささいということかなということでお答えをさせていただきますが、なかなかそれは難しい問題かなというふうに思っています。それが不可能ということはやはり言い切れないかと思いますが、非常に難しい問題だろうと思ひます。

確かに、今、これまではなかったように、里へ随分クマが出てきて、農作物の被害あるいは場合によっては人に対しての危害を与えるということですから、里で、あるいは住家近くで見かける、目撃をする回数なり頭数は増えてきたということです。

確かに山に生息しておったものが里に下りるわけですから、個体数が増えているのか、個体数は増えないけど相対的に里に下りてきているようなこと、そこら辺りの分析はできないわけですから、総体として個体数が増えているかということにはなかなか断言できないんだらうと思ひます。

ただ、里に下りる原因といたしましては、先ほど新聞の報道のようなことでかいつまんで申し上げましたが、やはり12月から3月、冬眠する時期、本来冬眠するのに、その時期にいわゆる目撃情報が統計を取り始めて過去最多ということです。環境省とか専門家のお話によりますと、繰り返し申し上げますが、まずは暖冬の関係で、温暖化の関係で、そもそも冬が越せるようになったということが1つは書いてありました。

もう一つは、やはり里に下りるとおいしいものがある。これの前提には、ドングリ等のいわゆる2年連続の凶作があって山においしいものがないから、里に下りると必然的にそうした餌にありつくと。里に下りると柿がたくさんあっておったり、そうしたことがある。それから、住家の近くには残飯等があったりして、労せずしてそうした餌にありつけるというような条件が重なって里に下りてくる、そうしたことを専門家であったり環境省のほうは分析をしておられます。

ということなのですが、総体的に個体数がどうか、それから数をいわゆる調査なり分析をすることが可能かどうかということで申し上げますと、やはりそこを分析するというのは、これはある程度専門家のところの部分でないと、我々行政の職員のところだけで調査をするというのは困難なことではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） なかなか困難ということで、今後、そういう専門家に対して問合わせあるいはそういうことは、ぜひ行政としてもやっていってほしいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、8番目の通告者、8番、大庭議員の質問が終わりました。

ここで、5分間休憩をします。

午前10時36分休憩

.....
午前10時45分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

9番目の通告者、4番、松蔭議員の発言を許します。4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） それでは、2点通告してあります。

まず1点目は、地域商社設立の進捗状況、要するに、今どういうふうになつとるかということで、その中で1番目に、商社設立の再確認。というのは、コロナ、想定外のことが今年起きておるので、初めの思いと計画、違うかどうか。もう約2年、その商社の計画からたっております。いま一度、目的とかの確認を問います。

2つ目には、今までの経過と成果、今までやったことがどのぐらいの成果が出とるのか。町民の理解など、また今後の見通しについてお伺いします。

3番目に、今までどのぐらいの経費を使われたか。特にほとんどがコンサルタント料と思うんですが、これ、昨日も3,000万円ぐらいというふうに言われていますが、改めてその内容、どういうものに使われたかを問います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、松蔭議員の1点目でございます、地域商社設立の進捗状況についてということでお答えをしたいと思います。

まず、商社設立の再確認でございます。

昨年11月の全員協議会で設立の目的について述べておりますが、そこでは継続的に産業振興を進める仕組みとして地域商社を設立し、魅力にあふれ、多様で創造的な就労環境がある住み続けたい町を目指すということでございます。

なぜこのような目的としているかですが、この町の人口を維持していくためには、この町で生まれた子どもたちがこの町に居続けてもらう必要があります。しかし、大学進学などで外に出る場合がございます。そのため、帰ってきてもらう子どもたちを増やすためにサクラマスプロジェクトを行っているわけですが、帰ってきて働く場がなければ、帰ってきたくても帰れない。もちろん、今でも働く場はあるわけですが、子どもたちがやりたい仕事と必ずしも一致するとは限りません。そのため、子どもたちが帰ってきて働きたいと思える多様な就労環境を整備する必要があるかと思えます。

また、帰ってくる子どもたちを含めた若者が新しい事業にチャレンジできる環境も必要ですし、もちろん町内の事業者の皆様が既存の事業を伸ばし、新事業にチャレンジできる環境も必要でございます。そういった子どもたちが帰ってきて就労できる環境づくり、若者や事業者がチャレンジし、事業を継続できる環境を整備するのが地域商社の役割となります。

もとより、以前から申し上げておりますように、吉賀町もいいものはたくさんある。少量多品目ということをよく申し上げておりますが、そうしたものを、量も増やしていくということも当然必要なんです。現在、少量多品目ででも対応できるということは可能性はあるわけでございますので、そうしたことも加味しながら、地域商社を設立をさせていきたいという思いでございます。これは、当初から申し上げている思いに変わりはありません。

それから2つ目は、経過と成果、それから町民の理解と今後の見通しということでございます。

一昨年度より内部での検討を始め、昨年度より包括連携協定を結びました企業との検討を進め、構想を取りまとめました。今年度は、新型コロナウイルスの影響もありましたが、議会の皆様をはじめ町民理解を深めるために、現在、意見交換会、ワークショップを実施してまいりました。ワークショップは、今継続中でございます。町民理解についてであります。理解されている方も当然おられますが、まだまだ十分ではないというふうに認識をしております。今後も、御理解

を深めていただけるように努めてまいりたいと思います。

それから、今後の見通しといたしましては、財団法人を令和4年度までに設立するという目標としておりまして、それに向け、事業を進めてまいりたいと思います。今年度は、地域商社を考えるワークショップを1月まで行いまして、2月には、その成果として、パネルディスカッションを開催する予定でございます。3月の全員協議会のほうでは、改めて商社の計画をお示しをさせていただきたいと思います。当然これは議会の御意向なり御意見もあって、今年度の下半期のところでは十分な意見調整をなさいたいということもありましたので、それに基づいて、沿った形で、今、意見交換会であったりワークショップを行っているわけでございますが、そうした総括も含めて、改めて御説明をさせていただかなければならないというふうに考えておるところでございます。

それから3点目は、どれくらいの経費を今まで使ったかということでございます。

この経費についてですが、昨日の9番議員の一般質問に対してお答えしたとおりでございます。昨年度は委託料等で1,474万円を支出しております。今年度は9月の補正予算で減額をいたしまして、1,591万円の予算となっております。合計で3,065万円という支出でございますが、このうち、財源として、山村活性化支援交付金と特別交付税を充当、充てておりますので、実質的な町の負担につきましては1,300万円余というような状況でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 私が商社設立についての再確認と申しましたのは、確かにここに、吉賀町が地域商社を設立する目的と、こういう、ちゃんと立派なものがあります。これ、目的のところでは、さっき町長がおっしゃったように、魅力あふれる、多様で創造的な就労環境がある住み続けたい町と、ちょっとかなり抽象的な表現なんです。だから、そろそろ具体的にこういうことをやるんだと、こういうことが欲しいんです。

今、申されましたが、令和4年度に財団をつくらと言われたですね。それで、よそがやっとなのはどうでもいいことなんですけど、ここで早くしないと、将来は今の子どもたちが帰ってきて云々ということ言われたけど、今おる人はなかなか何か見えない。4年先ももちろんやらにゃいけんわけですけど、何か同時進行するもんが欲しい。

というのは、ものづくり、6次産業化とか、一時、言っておりましたけど、これは今、最近あまり聞かないんですけど、1次、2次、3次、それを掛けて6次と、こういうふうな語呂らしんですけど、今でもものをつくる、もちろん農作物ももちろんですが。農作物でも、いいもの作っておられる方はおる。もう独特なものを作っておられる。それから、加工品、食品加工じゃなしに、物の加工、要するに工業的なもんですが。それらも、個人的にあるいはグループでやることがかなりあるわけです。例えば、バッグをつくるような人、帽子をつくる、これもリフ

ホーム、要するに古いものを再加工というような、いろいろあるんですが、そういう方を発掘する作業も必要じゃないか。商社ができてから、やれそれと言うても、物がなければ話にならない。あそこではこういうものをつくっておる、なかなか上手で、という人を発掘していったら、先ではそれを支援する形。それもこの前、町の表彰というのがあったんですが、表彰とまではいかなくても支援して、どんどんそのことを伸ばしていくような支援をして、これは商社ができたなら売れるんですよと、こういうふうな形を持っていったらどうかと思うんです。

ちょっとその辺、どうですか。発掘することをやる発想はどうでしょうかということをお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 6次産業化の話もあって、1次、2次、3次ということで、私、前から分からないのは、あれ、足しても6になるし、掛けても6なんですよね。どっちが本当か分かりませんが。まあ、それはともかくといたしまして。そうしたものをやっぱり掛け合わす、要するに相乗効果が上がるようなことをしていきなさいという御指摘だろうと思います。まさにそのように考えています。

財団を、当初、今年度の予定を1年先送りして、現状では4年度までに、ですから3年度中という今計画を持って、目標を立てて、いろんなことに取り組んでおるということです。あとは規模感の問題もあろうかと思いますが。

いずれにいたしましても、今、吉賀町がやろうとしている商社というのは、通常あまりないんですが、公益事業をすところの財団と、それから収益をすところの株式と、あとは人材を育てる社団という3つ、三すくみでやりましょうと、こういうことです。

財団を先行してということなんですが、今、松蔭議員のほうからは、財団を早くというお話だろうと思うんですけど、その中で人材の発掘とかということだろうと思います。人材の発掘ということになると、やっぱり人材を育成するとか育てていくということになればこれは一般社団法人のほうかも分かりませんが、財団ができないという話でもないです。

ただ、我々とすれば、早い段階で本当に組立てをしたかったわけですが、いろいろな御意見がある中で、少し時間をかけて意見交換をしながら理解を得られるように、そして生産現場の支援もしながら、少し内容を豊富化した上で形にきなさいと、こうした議会からの御意見もあって、今のような形でスケジュール感を持ってやっているわけでございますが、今、そうした形でいくらかブレーキがかかる。

とは言いながら、今の御意見は、少しアクセルを踏みなさいというような意見かも分かりません。どちらを信じていいのか分かりませんが、やっぱりそうした御意見がたくさんある中で事を進めようとしているわけです。難しいんです。

ですが、我々といたしましては、これまで商社の関係で本当に御意見がこの議会でもありました。全協でありました。予算を出したときの、いわゆる質疑の中でもありました。ですから、総体とすれば、やはりまだまだ議論が熟していないというように我々は受け取って、スケジュールを少し調整をしながら今対策を講じているわけでございますので、少し猶予は頂きましたから、逆に関係機関、団体といろいろ調整もさせていただく時間があるのではないかというふうに思っております。

そうは言いながらも、やはり人材を発掘をなささいということでありました。これは、行く行く商社を立ち上げたときにはあるいは立ち上げる直前では、そうしたマンパワーといえますか、ノウハウを持った人材というのは当然必要でございます。それを探すのは並大抵のことではないということも承知をしております。いろいろな知恵を頂きながら、そうしたマンパワーの部分でなくて、やはり町内におられる方、町内外の方、いろいろな御意見を今、集約なりワークショップでやっておりますので、そこでいかようにやっていくかというヒントも頂けるんだろうと思います。そうした中の御意見でも、やはり人材の発掘とか、そうした貴重な御意見も頂けるように大いに期待もしておりますので、今、ワークショップを、恐らく昨日で5回目だろうと思います。あと数回残っておりますし、最後のところの総仕上げという形、それから総括という形で、2月にはパネルディスカッションも行うということでございますので、そうしたところの御意見、いろいろ参考にさせていただきながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） そうなんです、難しいんですよ。物事をやるということはなかなか難しい。こう思うても、なかなかできないのは当たり前のことなんです。

それで、別に、町長のやられることを我々はブレーキかけたわけではないんです。これ、やり方がおかしいんじゃないかということを使うとったんです。ここに、これはコンサルタントの方が考えたかと思うんですが、吉賀町地域商社のあるべき姿とは何か、ここにいろいろあるんですけど、かなり現実的でないようなことがあるんです。吉賀町と近隣の溪谷地域の価値創出を行う組織だとあるんですが、確かに周り、環境はいいと、よそから来られてもそういうことを言う。だけど、こういうところはどこにもあるんです。それで、隣町、隣の県も含めてということがここに書いてあるんですけど、それも一つの方法かも分かりませんが、現実的にもっと、最近ああして町民の皆さんからいろいろな意見を聞く機会を持っておられるわけですけど、決してブレーキをかけて、町長、するなという——してくださいというのが我々全部と思うんです。地域商社はぜひ必要な、ただ、その考え方、やり方にちょっと問題があるんじゃないかということいろいろな意見を吐いたわけございまして、ブレーキをかけたんではありません。むしろ、私としてはもうちょっとアクセルを踏んで、ちゃんとしないと障害物にぶつかって交通事故を起こ

しちゃいけませんけど、その辺はもう一度考え直してください。

それで、今、地域商社、商社というのがちょっと私よく分からないから。分からんことはないんじゃないけど。相当これは大きな、国内で言えば、丸紅とか伊藤忠とか三菱商事とか何とか物産、そんな大きなところがあって、これ、主に貿易会社です。要するに、日本のものをよその国へ売る、よそからいいものを仕入れて、それが日本の貿易、その仕事をするのが貿易商社。地域商社というのは、それと同じようなことをするわけでしょうけど、地域がついとるから。普通の商社は純粹に営利目的。もちろん、今からやる地域商社も、もうけにゃいけません。もうけるためにやるわけなんで。ただ、その辺がちょっと営利目的だけをやる一般の商社と違うような、もちろんこの商社も人材育成もいろんな設備もやっとりましますけど、将来のここの吉賀町のあり方ということも含めて考えていかにゃいけんかと。考えておられると思うんですけど。そういうふうに思っておりますので、決してブレーキをかけたわけじゃないということを御理解頂きたいと思いません。

それで何遍も、先ほどもちょっと聞いた分で、どのぐらい今まで経費を使われたかという中で、コンサルタント会社へ、これ、ほとんどじゃないかと思うんですが、どのぐらい使われたかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど金額申し上げましたが、ほぼほぼコンサル料と思っていただいてもいいと思います。いろいろ議会のほうでも御議論頂きましたが、今回、例のコロナの関係で、9月補正のとき、新たな財源を創出をしなければならぬということで、総額で7,300万円か400万円ぐらい削減をさせていただいて、新たな財源を創出をいたしました。そのときに、この商社の関係も百数十万円削減をしたというふうに記憶をしておりますが、これもそうございまして、現在はまだ商社を立ち上げる前段のお話ですから、当然、今、業務委託をさせていただいておる業者様に対してのコンサル料がその経費のほとんどでございます。そのように受けていただいて結構だと思います。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） それで、今のコンサルタント料を約3,000万円、全部じゃないでしょうけど使われとる。それで、この前ちょっとあったんですけど、要するにこの計画、それから実行について、ちょっとちぐはぐ、逆さじゃないかという意見もあったんです。私も以前、申し上げたこともあるんですが。このコンサルタントを雇うのをやめて、御破算にして、それで、今さっきから言われたような地域の方のワークショップとか意見を聞くことをやっておられるんですが、そこへ戻してやられたほうがええんじゃないか。

というのは、先ほど申しましたように、コンサルタントが言われることはかなり理想的過ぎる

んじゃないかと。何か、将来の財源、ふるさと納税ですか。あれ、5年間で1億円というんじゃないかと思うんですけど。昨日言われたですかね。今、500万円ぐらいと言われたかと思うんですけど。

この前、お隣のその向こうの江津市へ行きまして、地域商社のことについていろいろ聞きました。経済委員会で行ったんですが。そのときに、地域商社をつくる、地域商社とは大体どういうものでしょうかと、それはよう分からんというふうに。要するに、まだつかみどころがない。どこもやっとなるんじゃないけど、今まであるものとは違うのをどこの地区でもやっておられる。これは2019年の1月3日の山陰中央に出ったんですが、ここを見ても、何かどこも模索段階で、実際やっておられるところなんかもあるんですが、この場合は、その中核といいますか。うちで言う株式会社、これは実際、物を売ったり、集めたりするんでしょうけど、ここでは観光会社がやっておられるんですね、中心になって。それで、これは地域商社をつくるためにこの観光会社ができたわけじゃなしに、もともとやっておられる、観光事業を。それは一緒に、その辺の事業も、道の駅でいろんなものをやっておられるんだけど、それで言い方悪いんじゃないけど、何かそこへついたような形。だから、これはこういうものをつくるんだと行ってできたのじゃなしに、これは関連の会社が松江市にもあるようです。ホテルなんかもやっておられるということで、かなり大きな会社だと思うんですけど、それがあったからできた。今現在、進行形です。

それで、先ほど言いましたように、もう一度、御破算と言うたらちょっとひど過ぎるかも分かりませんが、もうちょっと帰って、それで、今、吉賀町でどんな事業をやっておられる方がいるかということをもう一遍発掘して見直してやる方法はないもんかと思うんですが、どうでしょうか。御破算というのはちょっと言い過ぎかも分かりませんが、それに類似したようなことをやっていく考えはありませんか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど、この前のところで、今、商社ということでございましたが、別段、商社ということに、その名前にこだわっているわけではなくて、前から言っているように、地域商社的なということでもともと始まったということで、そうしたものを吉賀町でもやっていきたいということです。ですから、できたその形が何々商社、吉賀町商社とか、そうしたことになるかどうかということとは別段関係ないところでございまして、そうしたような取り組みをやりたいということです。

ですから、一般的に大企業の商社というのは幅広に何でもやるということですが、吉賀町も小さいですけど、何でもできるやっぱり材料はあるんだろうと思います。1つのものに特化することじゃなくて。やはりそこに多様性を持たせてやるというところに意味があるわけですから、ですから、名前に別段こだわっているわけでもないですし、商社ということでやっぱりやらなけ

ればならないということでもありません。地域商社的なものを、何がしかのものをつくれば、この吉賀町にやっぱり力が出る、活性化されるのではないかという思いで地域商社というようなことを今言わせていただいているところでございます。

先般、議会のほうで、江津のほうへ行かれたということはお聞きをしております。ただ、詳細については我々も聞いてはおりませんが、先行した事例ということで視察に行かれたということで、恐らく江津ということになると、ホテル業をされたり、それから飲食、レストランとかをされたり観光業されたり、そうしたところの地域商社ではないかなというふうに私は思っているんですけど、そこはまた、今お話があったように、成り立ちが違うわけです。ここは完全な民間のところとされておるわけでございまして、裏を返せば、吉賀町でもそうした民間活力があって、行政がとやかく言わなくてもそんなことは我々だけでやります、こういったことがあれば一番いいわけです。そうすれば、行政とはまた違うステージで、いろいろなことをやっぱり打って出ることができるんだと思います。当然、そうすればしがらみも何もないですから、皆さんが好きなようにできるんだろうと思います。

ただ、残念ながらそうした仕組みがなかったりするものですから、私とすれば、官民挙げた地域商社的なそうした組織なり形づくりをしていきたいということで今やっているわけです。ですから、視察に行かれたところと成り立ちであったり経過とか当然違うわけですから、単純な比較はできないかと思いますが、やはり大事なのは、行政が思っている思いの部分と民間が、いわゆる企業さん等が思っている部分の思いのところをしっかりと穴埋めをして、これで行きますというような基本線を共有しなければならないということだろうと思います。

ふるさと納税のお話もございましたけど、5年先に1億円ということで、あまり歓迎されないようなお話だったんですけど、私は絶対できると思うんです。そういうことを初めから言うと、私はできないと思います。昨日もお話をさせていただきましたが、吉賀町も残念ながら本当にふるさと納税は低調でして、12年間の平均でも1年間で30件の申込みがあって、金額は286万円しかないんです。ところが、職員、今回、遅ればせながらですが頑張ってもらって、7月からふるさと納税の返礼品も、17の個人、企業様からいろいろな提案なりを頂いて、当然、職員の提案もありました。55のアイテムを増やして、これからもまだまだ増える予定でございます。それをやっぱりやると、結果がついてくるわけです。この11月の末のところでも135件ぐらいの申込みがあって、そして金額でも五百七、八十万円いったということは、もう結果的にこれまでのペースの倍はあるわけです。これが堅調に今のペースで伸びるというのは、それはまあ難しいかも分かりませんが、ただ、そうした気概を持って目標を持ってやるというところに意味があって、目標がないところには結果はついてこないですよ。ですから、もう5年先、数年先に1億円が無理だということであれば、私はそれはもう無理だと思います。ただ、そうした可能性

があって、伸び代があるから頑張りましょうと、こういうことなんですから、5年先、6年先、私がおるかどうかというのは別にして、今こうして職員がやろうとしているところが、私はこのまま頑張れば何がしかの結果は、結論はついてくるんだらうというふうに思っています。それがやっぱり思いの部分だらうと思います。

それから、最後に、御破算というお話がございましたが、なかなかそれはやっぱり難しいと思います。当初やっぱり包括連携協定もさせていただいて、いろいろな会社の経営でも御議論があって、お叱りも頂きましたが、それはそれとして真摯に受けとめながらも、これまでやっぱり築き上げてきた信頼関係もありますし、現に今もこうして頑張っていたいただいておりますから、それを丸きりなしにしてということではなくて、そうしたものの上に立って、今、地域の方とか関係する企業、団体にも入っていただいて、意見交換会であったりワークショップをしている。要するに、積み重ねを今蓄積をしているわけですから、その総括を、また来年の当初予算の前段のところでは、ぜひしっかりした説明をさせていただきたいという思いでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 町長、大変いいことをおっしゃいました。確かに1億円というのは初めから言ったら駄目だし、目標がある、要するに前向きですね、早い話が。前向きの体制でいっていただきたい。

私が今、御破算についてはですけど、これは私さっき言いましたように、コンサルタントの会社の方の思いはかなり夢過ぎる、理想が大き過ぎる。大きいのはええんじやけど、ちょっと理想過ぎるんじゃないかということで、このコンサルタントの方にもう一遍軌道修正してもらって、思いを。現実的に戻した形で。何ぼいい家を造る設計図を描いても、実際に使えなかったら駄目なんで、そういうところをひとつやっていただくように。

それから、これ、実際に民間主導という——行政がこういうことをできるわけやないからね、商社がやるわけだから。できるわけじゃないというのは失礼なんじやけど、この前あったサフラン、ラッキョウ、お茶、これも初めいろいろとこれでやるんだということがあったんですが、どうも最近、その話が出ない。どうなったのかよく分からない。ラッキョウも、サフランも私やってみたんです。やってみると物が言えないと思って、実際やってみた。サフランは本当、なかなか大変です。ちょうど今頃花を摘むんです。今年は温かったんじやけど。もう冷やいのに摘んで、それでそれを乾燥して。摘むのは大変。それやったときに、ああと思ったのは、せっかくできたものを持っていったら、産業課のほうで、「これは駄目だ」「何が駄目」「ごみが入っとる。糸くずが入っとる」と。それで、これは駄目じゃから持って帰れということで持って帰ったんですが、帰ってからよくよく見たんですよ。そんなら、そのごみ、糸くずでもなしに、これは繊維。私も顕微鏡で見たんじゃないから。まあ、そりゃ、入ったのは間違いない。そりゃ、ちよっ

と目視じゃできんぐらい小さいもん。よう見つけたと思うたんだけど。そのときに、こりゃ、最上級じゃないと売れないよということは分かるんじゃないけど、そんなら、2等、3等、4等、5等ぐらいでも売る努力が必要かと思うんです。そのままやれという。私も、せっかくできたものを、手間かけてやったものを、いろいろ人にあげたり、これ、使えるかどうか。関係ないよというのが多かった。こりゃ、ごみが入るとると、ごみが見えるわけじゃないから。だから、そういう努力も指導もね。もうこれ、駄目じゃから持って帰れ、それで終わりじゃったら誰もしないよ。ラッキョウの場合は加工してじゃけど。そういうこともありますから、ひとつ。

それと、コンサルタントのことについても、そういう方向でやってもらうように、ちょっともう一遍、あんまり言うたら発言停止になるから、まだ5遍目じゃから世話ないと思います。ちょっとそれを。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほどのコンサルの関係でございますが、高い目標は当然必要だと思います。ただ、それが現場というか、地域にやっぱりマッチしていないといかんわけですから、それが今のワークショップであつたり、そうしたところでたくさん出てくるんだらうと思います。いろいろな復命を受けておりますが、たくさん意見も頂いております。商品開発についてもいろいろな御意見を頂いているようでございますので、そこら辺のすり合わせをして、この吉賀町あるいはこの圏域に合ったようなことをやっぱり考えていかなければならないと思います。おのずと軌道修正といいますか、少しやっぱり手を加えていかなければならないというような必然性は出てくるんだらうと思います。

ブランド化の話がございましたが、以前からお話があるように、サフランとラッキョウとお茶ということでやっておりますが、なかなか思うようにいっていないというのは、否定するものではございません。課のほうの対応のお話もございましたが、やはり窓口も含めて、そうしたところの対人のところの対応というのはやっぱり大切な部分でございますので、しっかり、これは産業課とかそこに限る話ではございませんけど、留意をしていかなければならないと思います。

それから、サフランのことで、いわゆる販売先といいますか、販路のお話もございましたが、やっぱり1番が無理だったら、次はこう、こう、別段、順序下げていくということではなくて、やはりたくさん選択肢を提供するとか与えるとかいうことが必要だらうと思います。そのためには販路の開拓ということになるわけですから、そのためにも、ひとつはやっぱり地域商社というような入り口があるということでございます。

ブランド化ということで、白谷茶園のところもお茶の話もあつて、最近あまりお茶をという話を聞かないねというようなことも議会のほうからもありますし、関係者の方からもいろいろ意見も聞いております。ただ、先日は、また地元の方が、Iターンの方も含めてなんです、ここの

白谷茶園といいますか、いわゆる吉賀町のお茶を、やっぱり可能性、リテラシーがあるので、ぜひこれ開発する余地はたくさんありますよというような御提案を頂きました。私も以前から思っておったんですが、ここの辺では非常にごく自然なんです、釜炒り茶、これがやっぱり全国的には非常に珍しいということで、はてはてと思いながらも、私の家にも私の祖父母がやっておった大きい釜とかまどと、それからこうした先が2つか3つに分かれた木がこうあって、こういうふうにやるわけですね。そうした釜炒りのお茶の文化、それからそれで炒ったお茶を今度は大きいやかんでぐつぐつ煮出していくわけですけど、そうした文化が日本の中でもこのエリアぐらいしかもうどうもないという話で、そうしたやっぱり文化とか伝統とかというのはなかなかないんだそうです。ですから、そうしたことを切り口に可能性があるのも、リテラシーがたくさんあるから、そうしたこともやっぱりお茶も捨ててはいけませんよというような御提案を、実はこうした、この前もペーパーを持ってきていただいてお話を頂くことができました。

その方の御提案では、1反当たりの収量、売上げなんかを比較で、お米よりもラッキョウよりもお茶のほうがいいですよ、こういうことなんですけど、これはその方が試算をされたので、多分そうかも分かりませんが、でもお米なんかと比較いたしますと非常に単価がいいわけです。ですから、今吉賀町にあるそうしたお茶の文化とか、可能性というのは秘めておりますので、お茶についても頑張ってもらいたいということで、その方も頑張るけど、行政もしっかり支援をしていただきたいなというようなお話がございました。その関係者の方は、地元といいますか、柿木の中で、空き家を改修されて、今、お茶屋さんのようなものをつくって——国道の筋ですね——しておられますけど、私もぜひ一度そこへ立ち寄ってみたいと思いますけど。そうした気概を持った方もたくさんいらっしゃるわけですので、そうしたものを寄せ集めて、掛け合わせて、やっぱり商社というのはつくってみたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） ぜひ、この地域商社、ひとまず地域商社ですが、これをよりよいものにしていただくように、町民の所得の向上あるいは安定、これをぜひ実現していただきたいと思います。

それから、先ほど言いましたように、発掘もですが、伝統的にいいものいっぱいあるんです。農家のおばあさん、おじいさんも含めて昔からある、ものをつくっておられる、いっぱいいいものがあるんです。無理に開発、改めてせんでもと思うんです。そういうことで、よろしく。

次に、2点目で、野生動物の食肉処理施設をつくってはと、こういうことで質問いたします。

イノシシとか、先ほどから出ておるんですけど、イノシシあるいは今からはシカ。シカもだんだんと見られるということですが、恐らくこれ、増えてくる。これ、なぜ増えるかよく分かりませんが、先ほどからクマの出没があったんですけど、私ら小さい頃には、牛がどこにもおった。

もう農家、耕運機がないから、全部昔から牛、馬でやっている、主に牛。その牛が、うちだこの町筋でも、どこにも牛を飼うとった。上が駄屋になっとなって。駄屋、分かりますね。皆おったんですよ。それがもう年中、まあ、冬は出んでも、出とった。クマはやはり案外臆病な動物で、自分より大きいもんがおったら怖いから出ない。それから、あの頃には犬も全部飼っておったんじゃないけど、放し飼いじゃった。今じゃ考えられんけど。じゃから、そういうクマも、犬、要するにオオカミの一種ですから、牙があるのを非常に怖がる。ところが、今、犬はおらない。もう、放し飼いしたら保健所に怒られる。牛もそう。もうトラクター、クマより大きいのがあるわけですけど。やはり、動物がいたから。それと、物がなくなった。今年、不作。

それで、そういう食べ物を、あれはもう、危険を冒してくるんじゃないと思うんです。山へドングリの木をいっぱい、これ、ドローンか何かで、もちろん山の許可も要るでしょうけど、ドングリをぱっぱぱまいて歩く。人間はまけない、ドローンじゃったらまけると思うんで、そういう方法もあると思うんですが、そりゃ、まあともかく。

この食肉設備を、要するにジビエ、これがと思うんですが、そのお考えはどうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2つ目の質問でございます。

野生動物の食肉処理施設をつくってはという御提案でございます。

町内の処理施設といたしましては、現在、柿木村木部谷地内に吉賀町狩猟クラブ柿木支部の施設がございますが、処理頭数等は把握をしておりません。

また、イノシシのここ数年の平均捕獲数は約390頭となっておりますが、その個体状況、いわゆる雄・雌の区別や親・子の区別、大きさ、食肉用としての適合等、詳細な情報までは分からないのが実情でございます。

今後、イノシシやシカの捕獲頭数は増えていくものと考えておまして、野生鳥獣の捕獲活動を強化するとともに、地域資源として野生獣肉を利活用する取り組みは、町の特産品開発につながるものと思っております。

国におきましても、処理加工施設整備や新商品開発等に対する支援制度がございますので、食肉の販売ルートの確保、肉の安定供給、費用対効果の検証等ができた段階で、町の財政状況も考慮した上で施設の整備を検討させていただきたいと考えております。

しかしながら、農林産物等の被害防止対策のほうがまずはやっぱり先行して対処しなければならないというふうに思っておりますので、それも行きながら、今、申し上げました補助制度等もあるようございますので、検討はさせていただきたいと思っております。

なお、現在、東京の事業者の方が、吉賀町内に加工所を開設して、吉賀町で捕獲されたイノシシ肉を活用した商品をインターネットで販売する計画が進められています。検討中の地域商社事

業とコラボになるのではないかというふうを考えておりますので、これは状況を見守っていきたいというふう考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） ぜひ、町長、前向きの御答弁でありましたが、これ、使い道——ずっと昔、鯨、これも捕獲して、これ1頭捕れば随分いろんな産業に使えた。肉はもちろんじゃけど、骨、皮、ひげなんかも何かゼンマイがわりに使うと、そういうもんとか、要するに1頭捕れば随分いろいろな、肉だけじゃないものに使われたと。イノシシもそういうことが、肉だけじゃなしに、皮は、美郷町じゃったですかいね、皮をうまくなめして財布とか革製品をつくと。骨は、もちろん砕いて肥料にもなろうと思う、土壌改良剤。今頃、あまり牙は大きなの捕れんそうですけど、昔から——昔いうて、昔の話ばかりしちゃいけません、石見根付ちゅうのがかなり、私は石見におってもよく分からんじゃけど、フランスではこれ、ものすごい貴重品らしい、今でもね。これは、先ほどからあった澄川喜一先生から聞いた話ですが。

そういうふうというと、何ぼでも使える。今から、シカも、島根半島のほう、随分どんどん捕らんといけんぐらい繁殖しとるらしい。以前、あその島根県猟友会の副会長何とかという、ちょっと威張った人、相談して、肉を持ってきてもらって、料理して、その当時の町長さんやら、柿木の村長さん、商工会長で試食したことがあるんですが、皆さん、これ、シカ肉とは思わない。非常にヘルシーで。

以前、森英恵さんのところへある相談に行ったことがあるんです。そのときに、モリハナエビルの上がフランス料理のレストラン、そこで食事したことがあるんですが、そのときに鹿の肉の話をしたんです。今から、鹿足郡とって、鹿にまつわるところじゃから、何とかこれ観光に使えないかという話をしたら、シェフを呼んで、これ、シカ肉はどうかちゅう。これはフランスでは高級料理じゃあとと言われて、可能性はあるといわれた。

今、実際にシカを、オーストラリアのほうでは牧場があるんです。牧場ちゅうたら、普通、牛、豚。シカ牧場をつくって、これ、何かちゅうたら、非常に健康食、油が少ないから。シカも馬と同じですね。そういうふうなこともあるということで、ぜひ、この処理設備をつくるように。今いろいろ言われたんで、町長、前向きじゃったんですが、もう一度ちょっと確認というたらあれですけど、つくられる思いが、あるいはもう少し具体的にできるかどうか、ちょっとそこだけ。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど答弁の中で、最後のところで、ある企業のほうが検討しておられるというお話をしました。実は、以前お話もしたことあると思うんですが、東京駅の近くの大手町のほうで、とある店舗をしておられる方なんですが、数年前から町内のイノシシ肉を使って肉料理を出したり、それからいわゆるバーガー、その中へ入れたり、シチューをつくったりという

ことで、非常に好評です。お店も好評ですし、お客さんも非常に好評ということで、吉賀のシシ肉ということにこだわってしておられた方なんです。

そういうことで私も、非常に吉賀町を応援していただける方なので、東京に行った折に時間があればそちらのほうに行って、そんなお話を聞かせてもらったりしております。今は吉賀町のポスターを貼っていただいたり、それから吉賀町ののぼり旗をつくっていただいたり。今年は恐らくちょっとできなかったと思うんです、年に1回は吉賀町フェアということでこちらからも出かけて、そんなこともさせていただいております。

東京のど真ん中ですから、大きい店舗ではないですが、非常にそのビルには数万人の方が仕事をしておられて、お昼休みのときにはそこに食べに来て、食事とかコーヒーを飲まれると。当然、首都圏におられる東京吉賀会の方もそちらに来られると。こういった関係性があつた御縁で、今回そうしたことも検討していただいている。なおかつ、それも町の遊休施設を活用してぜひやってみないと、こういった引き合いでございますので、今、担当課のほうで窓口になっているようなことを検討させていただいておりますが、ぜひこれが成就すればいいかなということに大きく期待をしておるところでございます。

現に、その関係者の方も、地元のシシ肉を使った、先般もちょっと私頂いて試食をさせていただきました、ギョーザをつくっておりました、非常においしく頂きました。それから、ギョーザの皮の中には、議員がつくっておられるサフランとかを入れたものを、第2弾ということで今試作品をつくっておられたり、非常に前向きに考えておられますし、そうした方が、やっぱり応援団が東京の地にもいらっしゃるということですので、ぜひ行政としてできる支援はさせていただきたいなと思っております。

それから、美郷町のお話が少し出ましたけど、まさに美郷はおおち山くじらということで頑張っておられまして、江の川の氾濫が2回あって、前回の氾濫のときに、その食肉の加工施設を改修するのが一旦駄目になった。それをもう一回再構築しようということでやるときに、せっかくだからということで、おおち山くじら、イノシシをしっかり加工して販売額を上げていこうということで、今年それが完成をして、今、会社の経営を始めたということですが、御案内のあったように、イノシシですから、お肉もありますし、それからキーマカレーの缶詰も今つくっておりますし、それから革製品、クラフト製品もつくっておられるということで、非常に汎用性があるというか、多用途があるわけですから、食べたり使ったりということで非常に好評だそうです。

この一番特徴的なことは、生体搬送するということと、トレーサビリティ、生体搬送ですから、生きたままをその食肉の加工施設に持ってきて、そこでさばかれる。ですから、非常に新鮮だということです。それから、トレーサビリティというのは、いつどこでどの猟師さんが捕獲したんだというようなこと、保存方法はどうなんだという、いわゆる野菜でいうとトレサビ

ですけど、そうしたこともしておられるということで、管理の面でも非常に高いものを保持しておられるということで、生体搬送とトレサビのほうで非常に特徴的だということで、今、引き合いがあるんだそうです。

可能性がたくさんあるわけです。同じ山で、鳥獣対策でイノシシがたくさん出るというお話もさせていただきましたけど、山にはそうした資源もあるわけですから、すぐさま加工施設をつくれますということは言い切れませんが、先ほど答弁させていただいたように、国の支援制度もやっぱりたくさんあるようでございますから、いろいろその検討はさせていただきたいと思います。

まずは、鳥獣被害対策のほうをするのが第一義的な課題でございますので、それもしながら、並行して検討はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） このたびは、町長、かなり前向きな答弁頂いて、満足度は80%です。私がですよ。

ということで、ぜひ進めて、前向き前向きで、あと皆でやっていただくようによろしく願いいたします。

これで終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、4番、松蔭議員の一般質問が終わりました。

ここで昼休み休憩とします。

午前11時42分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、昼休み休憩に続き、午後の会議を開きます。

一般質問を行います。

10番目の通告者、2番、三浦議員の発言を許します。2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） それでは、通告書に基づきまして、町長に2点お尋ねいたします。

第1点目、砂防・治山堰堤の維持管理ということで質問をさせていただきます。

近年もそうでありますが、当町に、吉賀町には砂防、また治山堰堤が約570か所あります。箇所的には、砂防堰堤が70、そして治山堰堤が340ぐらいと、細々含めて570か所存在していると思います。

その中で、この建設に当たって30年、40年と経過した堰堤もあると思うんですけど、県の基準といたしましては、まず砂防堰堤、これは堰堤に堆積した土石、そういったものを定期的に取り除くという県の基準だと思います。

治山堰堤はどうかといいますと、そういった堆積土は取り除かないと、それぞれ堰堤の形成に

よって役目があるわけですが、いずれにいたしましても、この堰堤自体、住民の命、そして生活、財産を守るものという目的のものに建設されたものと思っております。

先ほど言いました年数がたっていると、できたばかりのところは別に問題はないと思いますけど、年数がたった、建築年がたったところは、かなりの立木、そして堆積土、こういったものがたまっていきまして、治山堰堤におきましても、立木が生い茂って、もし、今ないですけど、災害時、大きな災害が起きた場合は、この立木が流れ、またそれが途中で河川をせき止め、行方は民家を押し流すと、そういった危険性があると思います。

吉賀町の中にもそういった危険性があるから、こういった堰堤もできていると思うんですけど、今現在、最近になってですが、県のダムのクリーン事業ですか、そういったことが今行われていると思います。これは、ただ砂防堰堤に関してだと思います。

内容を聞けば、やはり河床掘削、そういった形の工事が多いということも言われているわけですが、砂防堰堤はよいにしても、ただ治山堰堤、県の基準もありますけど、そこには何十年もたてば、災害時に我々が、住民がおびえるようなことも起きないとも限りませんので、そういったことも町として、県にしっかり要望してほしいということで今回質問いたしました。

県のほうがそういった県の基準がありますので、そういったことを考えられているかいらないか、そこら辺はよく分からないから質問するわけですが、県と町は違います。

ただ、この堰堤に限っては、県だけではなしに、町の維持管理もあると思いますので、そういったものもありますので、県を含め、町に対し、こういった現状をしっかりと調査し、災害時の人命、また財産が奪われることがないように、しっかりと維持管理に対して目を向けてほしいということで質問しております。

そこで、町長の今の現状と県に対しての要望に関してどういったお気持ちでおられるか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、三浦議員の1点目でございます。砂防・治山堰堤の維持管理はということでお答えをさせていただきます。

町内にごございます砂防・治山堰堤につきましては、どちらも土砂の流出を抑制するための堰堤ではありますが、施設の目的が異なっております。先ほども少し御紹介もございましたが、砂防堰堤は土砂災害を防止することを目的としているのに対しまして、治山堰堤は森林の維持・造成を図ることを目的として設置された構造物でございます。

どちらの堰堤も埋まっていることが多く見受けられますが、埋まることによって山腹の崩壊を防止したり、水の流れの速度を遅くすることで、河川の浸食を抑えるなどの働きを担っているものでございます。目指す目的は異なっておりますが、果たす役割は同じでございます。

よって、砂防施設、治山施設の役割に応じ、その機能や能力を超えるものは適正に管理されるべきと考えているものでございます。地域住民の方から、流出木や堆積した土砂につきまして、豪雨時の危険性を御指摘いただいたり、あるいは撤去についての御要望などをお聞きしている箇所もたくさんあるわけでございます。

施設の管理をしております島根県と連絡を密にいたしまして、状況に応じた対策を実施していただくよう、個別に、あるいは重要な場所等、指定をしながら、鹿足土木協会の要望に盛り込むことをさせていただきたいというふうに思っております。

いろいろ事業のメニューもあるわけでございますので、あらゆる角度から県のほうで、当然現地の調査等を踏まえた上で、対策を講じていただけるように、これからも引き続き要望等を重ねていきたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 県と連絡を密にしてということでしたが、この堰堤だけではなしに、私もいろいろ、皆さんもあると思いますけど、一級河川、高津川、それに準じて当然町の管轄の河川もあるわけですが、そういったところにこの堰堤も当然附属して設置されているわけですが、このことは、このたび私がたまたま町民の方から聞きまして質問しているわけですが、これはずっと前からこういった問題は、町民の方もこういった危険性も感じていたと思いますし、前からあったことではないかなと思っております。

特に、私も河川に関しては県のほうに言ったりすることもあるんですけど、コロナの影響があったりとか、予算の関係とか、いろいろ理由づけされておりますが、これもなかなかでないと、この堰堤も含め、結局木が生い茂ってジャングル化しているところは結構たくさんあるんじゃないかと思っております。

町も、このことに関してはしっかり早急な対応をしないといけないと思いますが、町のほうからしっかり強く要望されて、県のほうも動かしてやると、そういった流れをつくっていかないと、分かりました言いながら、そのまんまで、尻切れトンボでということも、結構いろいろなことでありますので、人命を守る、そして財産を守る、これは町としても一番の使命でありますので、こういったことはしっかり皆さんの声を聞きながらやっていかないといけないのではないかと思います。

それで、先ほど言いました県のほうも、ダムのリフレッシュ工事というんですか、そういったこともぼつぼつ目の当たりにしているわけではありますけど、その後の情報は、私、ちょっとよくつかんでいないんですけど、その辺りで、県の今のリフレッシュ工事と、それでは町のほうはどういったことを計画しているのかと、その辺を伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 治山堰堤のことで申し上げますと、三浦議員の地元でもあります朝倉地区の座談会を行いましたときに、これ10月の31日でしたが、参加をされた方から資料の提供もいただきました。写真も添えて、資料提供をしていただいています。

そこで、いろいろお話もございまして、大変危険であるから、ぜひ要望活動をしていただきたいということでございました。これは河山線の上流域のほうでございましたが、写真を見る限りにおいては、本当に危険であるということは当然見てとれるわけでございます。

同様に、六日市地区の座談会でも、これは河川でございましたが、河床掘削をぜひお願いをしたいということで、高津川の本流とか支流とかもお願いをしたいということでございました。毎年毎年要望活動もしておりますが、こちらの六日市の河川につきましても、連担地のこの役場の付近から数百メートル上流に向けて掘削をしていただきましたが、これも本当3年がかりの要望活動でやっとかなったということで、まだまだこれは上流に向けてやっていただきたいということで、特にこうした公共施設があったり、それから福祉ゾーンもあったり、当然教育施設もあるわけですから、これからも引き続きこれはやっていかなければならない、そのことのお願いもさせていただきたいというふうに思っております。

朝倉の座談会で出たところも同様でございまして、これからは鹿足の土木協会を中心に要望活動を行っていききたいと思います。先ほどダムのリフレッシュ事業というお話がございましたが、ダムもそうでございます。ダムのほうは、議員のほうからも御説明ございましたが、砂防と、それから治山のほうでは、本来的な趣旨目的が違うわけですから、堆積したものを除去するという部分においては、その県は県なりの基準を持っておられますし、そこを逸脱した対応はできないというのは、我々も理解をしているところでございます。

とはいいいながら、その上にかなりの立木が生い茂って、そこにみず道があって、そこで仮にせき止めて、一気に土砂が立木と一緒に流れ出るといことになると、これは甚大な被害が発生するということでございますので、そこら辺りを現場の写真等も提供させていただきながら、津和野町と一緒にするんですが、鹿足土木協会でも要望活動を行っていききたいと思います。

それから、河川の浚渫につきましては、以前もこちらのほうで説明なり、一般質問のときだったかも分かりませんが、説明をさせていただきましたが、県のほうが今、防災・減災、国土強靱化の関係で、国が起債事業で使えるというような事業もできてまいりまして、これは今、県のほうも非常に有効的に活用していただいております。

問題は、その3か年が今年度で終わるわけですから、向こう3か年、あるいは今我々が要望しているのは、3年といわず5年というような刻みでということで今お願いもさせていただいておりますが、元来その防災・減災、国土強靱化が3か年で片がつくわけではないわけですから、これは永続的な施策として、国の施策としてぜひやっていただきたいということは、引き続きお願い

をさせていただいているところでございます。

ですから、河川につきましても、なかなか事業の進捗ということで言うと、見てとれないところが非常にあるわけですが、引き続きこれは、我々の立場とすれば要望活動するしかすべがないということですから、しっかり先方さんにその思いが伝わるように行っていきたいと思っております。

特に、鹿足土木協会が毎年夏にやっております7月でございますが、今年も島根県知事、島根県議会議長、さらには担当課であります土木部長と農林水産部長のほうでそれぞれ、安永議長も同席をさせていただいて、今要望活動もしておりますので、精力的な要望活動を行っていきたく思います。

それから、県の管理もさることながら町の管理も当然あるわけでございますから、これはいろいろな地元の方から要望をいただいております、こちらの議会のほうで採択をしていただければ、おおむね今75%ぐらいの進捗で進めさせていただいております。この辺も緊急度であったり、順番というものがあつたりしますので、そこら辺り見極めながら対策を講じていきたいと思っております。

それから、先般議会のほうでは、何か危険箇所の点検もされたということで、幾らかリストアップしたのも目にしておりますので、それも参考にさせていただきながら、町としてできることは予算を確保しながら、精いっぱいやらせていただくという考えでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 早急にやってほしいと思っております。先ほど570か所と言いましたが、私も何か所というのを想像できておりませんが、これだけ設置していれば、行く行く県のほうも町のほうも含めましてですけど、災害に対してもかなり意識があつて、それでこれだけの箇所があるのかなと感じるところもありましたけど、年数を越しているところや立木によつての災害と、そういったことも十分考えられますので、造ったら造ったまま放置しておくでなしに、何にしてもそうと思っております。

建物でもそうと思つたんですけど、後の管理が一番肝心なことでありまして、それが人命、また財産につながるものでありますので、県に対してはしつこく言ってもらえればと思つた。町も前回の議会ですら、災害に対しても林道等々、工事も出ておりましたが、そういった具合に町民の身近なところで、地元の業者もそうですけど、身近なところでやれば町民も安心しますし、本日は堰堤のことと言つたけど、ただ言つただけではある意味駄目と思つた。しっかり、しつこく言つていただきたいと思つた。

ということで、1点目はこれで終わります。

次に、2点目、地域医療・福祉と町の連携はということで、地域医療、つまり昨日から、同僚

議員から今日も含めて4人の議員の方がいろいろ質問されております。少しは重なるかもしれませんが、地域医療、六日市病院、また福祉、これは介護、そういった社協等々を含めまして、そういったちょっと広がりといいますか、そういったことを予想して質問いたしたいと思います。

昨日から続くわけですが、この六日市病院、昨年からもいろいろ六日市学園、その閉鎖等々始まりまして、私はいろいろ町民からの質問、またいろいろな声があります。

その中で、昨年でしたか、7月からでしたか、あり方検討会議ということで、早速町のほうも六日市病院等々いろいろな意見交換されていると思います。そういうことなので、私らも少し安堵したというか、そういったところもあったわけですが、いても立っても、1年たってもなかなかそういった進展したことを耳にしないと、また私らのところにもいろいろな方から情報もあつたりもするんですけど、なかなかこの六日市病院に関して前向きに町との意見があっていないと、これは聞いた話で言っているわけですが、そういったことで一体どうなっているのかと、町長に少し前にお伺いしたこともありますけど、町議会もそういった今までの病院と、町との話の中で、その内容的なことを知っている方もそんなにはいないんじゃないかと思います。

やはり町にもそういったことをちゃんと開示して、これは六日市病院と役場だけの話ではないと思います。そこは病院、役場の執行部なのでしょうけど、あと町議会、またそれに関連した、昨日も今日も言われましたけど、県の職員、そういった方々、また個人的に言えば、金融機関も連携するところはあると思いますので、そういった機関と、言葉で言うのは簡単ですけど、一枚岩になった、そういった話をしていかないと、いつまでたっても進展しないと、進展しないということは、結局病院に関しても売上げ、数字、赤字幅、そういったものもそのまんまの状態で何年も年を越すと、そういう形に考えられるわけですけど、そこを町としたら令和4年、これは分かりませんが、公設民営化が一番妥当だろうと、そういったことを打ち出したんだと思います。

細々言いますが、公設民営化にすると、まず病院の経営は赤字から黒字転換になるといったことも聞いております。その理論から言いますと、令和4年と言いましたが、これが令和6年になると、また2年延長になると、そうすれば、町長からありました今現在の赤字が1億円、2億円とか、そういった数字も言われましたけど、これをまた後に延長して病院経営をしないといけないということになるんじゃないかと思います。

ということは、その中で風評被害、今日もいろいろ町長の答弁がありましたけど、病院内でいろいろなことは起きると想定されるわけですが、いい想定ならいいんですけど、多分悪循環が続いていくんじゃないかと思います。

単刀直入に、六日市病院が公設民営化になると、黒字展開しますといった場合に、これは私の情報がよく取れていないので分かりませんが、そしたら一日も早くそういった公設民営化に向けていかないと、病院の状態も悪化するんじゃないかということをもまず町長に伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 2点目の地域医療・福祉と町の連携はということでございます。

今のお問合せにつきましては、これまであり方検討会議の設置をしておるけど、なかなか決定事項がなかったり、時間ばかり過ぎておるのではというようにお話だったと思います。我々も時間を無駄に過ごしているわけではございませんで、あり方検討会議、本会議が開けない場合はというよりは、それに向けて開けるように事務方を中心とした専門部会を行っているということで、これも当然3者ですから、町と石州会・病院と島根県とで行っているということでございます。その調整を今やっているということございまして、今何をやっているかということ、ほかの議員のところでもお話をさせていただきましたように、いわゆる財政推計のところをやっているわけでございます。

要するに、不確定要素が多いので、町の財政にいかように影響を及ぼしてくるのかということをお算定するためにやっておるということです。病院のほうと石州会のほうと行政の役場のほうとで資料のやり取りをしながら、今その作業に当たっているということでございますが、昨日もちょっと御説明をさせていただきましたように、現状のままで公設民営化をするということになればというよりも、現状の今の推計の中で、いただいた資料で試算をすると、移行するまでもそうでございますし、移行してからも赤字が発生をしているということでございます。

そうした状態では、そもそも公設民営化へ移行するがための手続、島根県を通じて国のほうへ申請をするということになるわけですが、なかなかそのハードルとして越えられない部分がたくさんあるんだろうというふうに思います。

ですから、そのハードルを1つずつ乗り越えていくような策を考えなければならないということございまして、そのためには、何回も申し上げておりますように、町が持つておる、いわゆる規模感の問題、それから病院・石州会が持つておられる、いわゆる規模感の問題に少し乖離があるわけですから、そこをすり合わせをしてかくあるべき将来の病院像の確立をした上で、それをもって最終的な財政推計なりをしていくと、こういうことになるんだろうと思います。

その作業のやり取りをしているということで、直近で申し上げますと、12月の3日にその財政推計をもって石州会のほうにお伺いをしたということございまして、そのときのベースになった資料というのが石州会のほうから9月の下旬にいただいた資料をベースに行っているということでございます。

それをもつてもなかなか赤字の状態だということで、もう少し切り込んだ経営改善をしないと、難しいだろうということでございます。そうしたことで、今作業をしております、なかなか今の状況の中で、町民の皆さんにお示しをするということが現実問題としてない。

とはいいいながら、時間が過ぎてまいりますので、そのいわゆる協議のスピードアップをさせ

ていただいてということで、これも申し上げましたように、12月の3日の段階では、まず我々は提出をさせていただいて、御説明をさせていただいた、病院からいただいた資料に基づく財政推計をしっかりと検証、精査をしていただくということと、もう一つは、関係者でのいわゆる意見交換、ディスカッションをさせていただきたい。

これもこれまでの理事長以下、幹部の方も当然そうでございますが、これからの病院を担うであろう若い職員の方であったり、そうした方も含めた幅広の皆さんとでディスカッションをするような機会をぜひ設定をしていただけないでしょうかということ、そうしたことをしながら、病院のあるべき姿のすり合わせをさせていただきたいというようなことを先日お願いをさせていただいたところでございます。

それで、あとは議会との関わりの話もございました。議会のほうも、一部採択という形で病院に対しての緊急的な財政支援の可決をしていただいたと、当然それを我々は重く受けて、石州会・病院のほうへ経営改善のものを提出をしていただく、示していただくという条件で数千万円の財政支援をさせていただいたわけでございますから、それも当然踏まえた上で、今協議をしているわけでございます。

ですから、議会のほうからも、そうした条件つきでということでございますので、我々としたしましては、今は行政と、役場と病院とのやり取りになるわけでございますが、それを議会のほうから、いわゆる情報開示というか説明というか、そうした機会をぜひ設けていただきたいということが、これは要請があれば、我々町のほうとしたしましては、当然議会のほうに対しても説明責任は当然あるわけですから、そうした議会サイドからの要望、あるいは要請があれば、これは直ちにこれまでの経過であったり、現状、現状というのは石州会様のほうからこういった資料の提示があったか、それからその資料の提示を受けて、町としてはどうした試算なり、財政推計をしているのか、こうしたことをつまびらかにお示しをして説明をするという説明責任は我々にはあるわけですから、これは我々のほうからこうさせていただきますということには当然なりませんから、議会サイドのほうからそうした形で、どういう形か分かりませんが、要望なり要請がございましたら、執行部としたしましては、それに応ずる準備はございます。

やはり情報を共有化いたしませんと、ただ単に役場と石州会だけの問題では当然ございません。住民の方であったり、それから圏域で言うと、島根県も当然そうなんです、関係者の方が同じ思いの中で事を進めませんと、これは同じところを行ったり来たりになったり、統一的な見解とか、協議ができないわけでございますので、少し長くなりましたけど、そうしたことで今作業をしているということと、もう一つは、また議会サイドのほうからそうした御要望、あるいは要請等があれば、それに応じる準備は我々としてはあるということをおし添えておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） なかなかこの難局を打破するのは大変なことと思いますが、いま一つ、私の見解と町長の昨日からの答弁で、私もちょっとはてなと思ったんですけど、先ほど言いました公設民営化にすれば、私の認識としては、その年から黒字展開するという認識であったわけですが、昨日の町長の答弁、先ほどの答弁から言いますと、公設民営化にしても1億円か2億円か分かりませんが、言えることと言えないことがあるかもしれませんが、そこをちょっと確認しっかりしておかないと、私も情報をしっかりつかんでいるわけではないので、公設民営化になったとしても赤字運営は続くと、そういう状況なんですかね。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これまで町のほうから業務委託をさせていただいて、コンサルティング会社のほうで試算をさせていただいて、交付税とかの試算も当然させていただいた上での推計でございますが、要するに上向きになるというのは、これは当然見てとれるわけです。これまでは特別交付税だけであったのが、今度は公設、あるいは公立になると、普通交付税が上乘せになりますから、その分は当然改善をされるということです。

今回、昨日もほかの議員のところでも返答させていただきましたが、中期財政計画の中で数億円といいますか、その財政支援もしながらやっても、非常に厳しいと、そうしたことで今試算をしておりますがということでお話をさせていただいたと思います。

そうした中ではあるんですが、公設民営化をするということは、現状の今、石州会様からいただいた資料の中では、そうはいつでも経営は厳しい、それからコロナの関係で受診控えとかで、非常に影響を受けているところがございますので、そうしたところのいろいろ加味をして、それから町のほうからの交付税の部分を見越しても、経営的には厳しいというような状況でございます。

ですから、それが、要するに黒字化にはならないということでございます。黒字か赤字かと、それは当然我々とすれば、公設民営化をした後は黒字になればそれだけ持ち出しが少なくなるわけですから、それにこしたことはないんですが、そうした不採択地域の医療を預かるこうした医療機関、中山間地の医療機関ですので、要するに頑張っても難しい部分があるんだろうと思います。

ですから、やはり赤字が出ても、それを結局今度は、公設民営化したときはそうした部分を公、町のほうが補っていかなければならないということになりますと、一番大事なものは吉賀町の財政がどうなるかということになるわけですので、最終的に見ていかなければならないのは、県もそうですし、国もそうだと思いますが、病院自体の経営も当然気になりますが、本来的には吉賀町、公設民営、公設ですから、吉賀町の財政がいかように影響してくるか、ここが一番最終的に大事なところだと思いますので、県のほうからも今いろいろ御指導なり御助言をいただきながら、

石州会のほうからいただいた資料で財政推計をしておるのは、そうした観点で今推計をしているということでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） なかなか公設民営、ちょっとお互いがといいますか、そうした差異もちょっとありますけど、いかに町長、今言われました町の財政ももちろん、これは役場がなくなれば町もなくなるということ、単独に考えればそういうことなので、確かにそうでありますけど、昨日の質問でもいろいろあったわけですが、これ数字的なことを言ってもどうしようもないかもしれませんけど、町の職員が約100名、任用職員含め330名と、そういった数字的なことになりますけど、町としたら60人ぐらいの町民を守っているんだということも言われたと思いますけど、これを六日市病院に置き換えますと、六日市病院で働く方が340人と、数字で言いますと、町も六日市病院も変わらないんじゃないかなというところも出てくるわけですけど、ただ、役目的な違いも確かにあるかもしれませんけど、お互い共通しているのは町民の命を守ると、そして同時に、かつ生活を守るということは共通じゃないかと思います。

町は町で、確かにこれは一番地方自治体としてなくてはならないものですから、これがなければまちづくりは当然できませんしということもありますが、ただ、今数字的なことを言っていましたけど、六日市病院にしてもそれだけの雇用があると、なおかつそれに準じて家庭とかもあれば、ここの工業等々、商業もそうですけど、そういった旦那さんが勤めるとか、家庭があるとか、そういった家庭状況のあるところも確かに多いんじゃないかと思います。

そういった340人に対して家庭等々を含めれば、二、三倍の人口数で数えていいんじゃないかなとか、勝手に思ってもおりますけど、ただ、立場上、お互いがそういった町を継続するため、町を助けるためのそこら辺は同等な役割を果たしているのではないかなと思いますが、町長が言う12月3日に意見交換しまして、やっとお互いのテーブルに着いたところかなと思っているわけですけど、そこにはお互いの主張が当然あるわけですし、町長がよく言われますすり合わせ、これが最も今から難局中の難局だと思いますけど、このすり合わせが大変なんじゃないかと思います。

ただ、それはしっかりやっついていかないと、病院の継続というのは当然続くわけはありませんし、そこは町としても病院としても、しっかりしたすり合わせをしながら、極力早めの骨子といいますか、そういった結論づけたものを、来春でもしっかりしたものを、結論を出してほしいと思います。

話もちょっと関連はしておりますけど、ずれますけど、私たち議員が町民の方から、住民の方からいろいろ質問等々をされまして、一番はっきり言って怖がっているのは何かということは人口流出、これが怖いことじゃないかと思います。

先ほどちょっと言いました六日市病院にも単身の方、家族の方等々、たくさんおられます。この吉賀町にとっては、ヨシワ工業等々、前に要望書とかありましたけど、六日市病院に関しては、この町にとって必要な施設であり、その中で人の命と財産を守る、そういった今38年目でしたか、六日市病院が設立されて。この38年間ずっとこの町にも、いろいろあったとは思いますが。

あったとは思いますが、38年間貢献してきた、そういったところもあると思います。やはりそこを金銭的なもので、私もさっき数字的なことを言いましたが、金銭的なことだけで結論するんでなしに、この吉賀町には吉賀町のそういった、六日市病院だけではありませんけど、ほかの企業もそうですけど、いろんな企業がこの町に対して利益を与えてくれております。貢献されております。

やっぱりそういったことも加味して、柔軟に考えていくしかないと思います。お互いが、言うのは簡単ですけど、引けないところも引きながら、譲歩しながら、そしてこのまちづくりを継続させていくしかないんじゃないかと思っておりますが、もう一つ、町長に伺います。

この3月でしたか、議会の中で介護医療院、この病院からの資料提出等、議会の中でいろいろ議論もあったと思いますが、それから介護医療院に関しての話が最近ないわけですけど、一つちょっと細々して申し訳ありませんけど、最近の新聞報道で、これは島根県の安来市立病院、ここが市長が替わって、病院が2つあるらしいんですけど、全国的に病院自体が医療の改定で、どこも大変な状態になっております。

この安来市立病院、広瀬というところに存在しているわけですが、規模的に見えますと、148床という病院の規模です。それから見ると、あまりこちらと変わらないんじゃないかなという大まかな想像ではありますけど、去年は病院もすごく赤字展開しておりますので、安来市のほうから、一般会計から8億円拠出していると、そういった事実があります。

それと、もう一つ、六日市病院も建築年、約40年になりますけど、この病院は、また耐震強度がちゃんとなっていないかどうかで、またそういった建物に対しても修繕費等々の多額の費用等々考えられます。

六日市病院は、耐震工事に関しては何年か前にやりましたので、その辺はある程度安定しているのではないかと思いますけど、先ほど言いました安来市立病院、人口減少も当然伴っておりますが、市長の考えとして、ここに存在させておかないといけないということで、もう一つ、先ほど言いました介護医療院、そういったこともこれからいろいろ精査しながら考えていくという新聞報道がありました。

この記事を見ると、この吉賀町とある程度似たり寄ったりといいますか、そういった共通点があるんじゃないかと思いますが、まずどこも介護に関して、今日も昨日も出ました六日市病院の4階、5階、老健ですか、そういったことも65歳、高齢者がピークを過ぎましたと言います

けど、我々年配のことも含めて、まだまだそういった需要は要るんじゃないかと思えますけど、いろいろな計画の中で、そこら辺の病床も減らしていくみたいなことも耳にしておりますけど、まず介護医療院について、その後、何か六日市病院との話、また役場自体の考え方、そういったもの何かありますか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 介護医療院につきましては、病院様のほうから再三にわたってお話もございます。これも何回もお答えをしておりますように、まず町もそうでございますし、県も圏域も、そのまず計画が持ち得ていないということがありますし、それから今、第7期の介護保険計画が今年度で終わりということで、来年度から第8期を迎えるということで、まさに策定の作業を今着手をしようとしているところでございます。

一方で、SIMのほうへ今いろいろな調査業務等を委託しておりますので、それとの内容の精査をしながら、第8期の介護保険計画の中で、介護医療院については明らかになってくるのではないかというふうに思っております。

ですから、今の段階で、その介護医療院について、ああします、こうしますということについては、今この場においては何とも結論じみたことを言うことはできないということでございます。病院のほうからは、そのお話はあるということは事実でございます。

それから、その前段で病院との、石州会のすり合わせのお話もございましたが、何といたっても一番大事なのは、かくあるべき病院像をどうしていくか、規模感の問題だろうと思えますので、そこをまず見定めませんと、最終的な財政推計もそうでございますが、非常に難しいということがございますので、まずはそれに向けて協議をさせていただくということでございます。

人口減少のお話もございました。これは病院とか、医療、介護に限らず、ほかの企業様もそうなんですけど、こうした非常に厳しい状況の中、特にコロナ禍の中で大変厳しい状況があるわけですから、どの業界も大変厳しく、頑張っておられますが、これは最悪のことを考えますと、結果的には吉賀町の人口がどんと減ってくるというようなことになるわけでございますので、以前も町の活性化に向けた要望書の提出もしていただいております。従業員の確保、あるいは住まい対策も含めて、今いろいろな形で検討させていただいておりますので、これは時間をいただきながら対策を講じていきたいというふうに思っております。

それで、安来の病院のこと、議員のほうからも新聞のコピー等の資料も提供していただきましてありがとうございました。これは病床数だけで言うと、確かに148床ですか、ここが今、医療のほうは110ですから、そこにあまり差異がないわけですが、経営形態から言うと、今、石州会さんのほうは、いわゆる民設民営でありますし、安来のほうはこれ公設でございますから、完全な公立病院、安来市立病院ということで、これはもともと合併前の広瀬にあった病院を合併

によって安来市立病院ということで、広瀬にあると、これを今回、市長さん替わられましたが、ぜひこの広瀬の地区に残したい、地に残したいということで、移転せずに広瀬町内に病院を残すということでの見解を示されたということでございます。

8億円を繰り出してということでございますが、これも、先ほど申し上げましたように、病院の経営の形態であったり、それからもう一つは、会計のこともあろうかと思えます。どうした形で行っているかということもありますので、一概にその金額の比較というのはできないかと思えますが、とりわけ介護医療院につきましても、新設のこともこれ書いてありますが、ここにも書いてありますように、外部有識者を交えた検討委員会で、安来圏域の医療連携のあり方を審議しているということから、様々な情報を踏まえ、検討していくというコメントにとどめたということです。

恐らく、先ほど言いましたような、当町と同じような懸案事項があるんだろうと思えます。よそがこうだから、吉賀がこうということでは当然ないんですが、それぞれ地域地域の事情がございますので、特に第8期の策定委員会、計画の今作業をしておる、そうした状況でございますので、そうしたところでしっかり議論をしていただいて、有識者の方にも御議論いただいた上で、結果を出していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） いろいろ質問すれば、いろいろとあるわけですが、もう一つ、二つお聞きしたいと思いますけど、昨日から質問の中で町長も答弁されておりますけど、その中で、吉賀町と津和野町の比較、病院に関して津和野町が49床と、それに見合ったような県からの指導ですか、そういったものがあつたみたいですが、そういった中で、50床、60床に病床数も減していくとなれば、当然職員も減るわけですよ。

ということは、課題と言ってもいいかもしれませんが、やはり人口流出が当然増してくると、町全体の思いと町民の思いもありますけど、それによって企業等々の、六日市病院だけではなしに全ての業種に関しても幾らかの影響があると思えます。

やはり単純に上から見て、この市は6万人いるとか、吉賀町は6,000人いるとか、津和野町は7,000人とか、そういう数字的なことで考えていくと、50床、60床、そういった話になってくるかもしれませんが、またその地域によって自治体自体が地域のどういいますか、地域性、またいろんな面で環境的なものも企業的なことも全く違ったものと思えますけど、そこは津和野との比較はいろいろありましたけど、津和野は津和野、今現在が津和野と六日市病院では人口も違うところもありますけど、病院自体の病床数も違いますので、それを減していくということになれば人口流出ということは、まず考えられますので、そこら辺を町長もしっかり考えていかないと、うちがこれだけの赤字だから、いや、うちはこれだけの赤字だからみたいな話で、

当然物事は終結するわけではないので。昨日も今日も言われました、六日市病院に関して50床、60床ということは、当然職員はかなり減ってくるわけですから、それに関しては町長の思いですよね。そこら辺はどう思われているのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 思いというものをどういうふうにお答えをしたらいいのか分かりませんが、要はダウンサイジングをすれば、それに見合うだけの人員ということになるわけですね。

ですから、それに向けて過剰人員であれば、ある意味、人員を落としていかなければならない、こういうことになるんだろうと思います。

ですから、先ほど言いましたような病院の規模感のところを、病院像をお互いで確定をしていかないと、その数すら不確定の要素のまま、時間ばかり過ぎて、こういうことですから、そこは本当厳しい選択、厳しい協議なんですけど、そこをしていかないと、病院が生き残れない、この吉賀町に医療とか介護とか、こうした社会資源を残せない、病院機能として残せないということですから、そうした厳しい、当然調整になりますが、そこをやっつけていかないと、将来的な試算もできないと思います。

やはり幾らかダウンサイジングをすれば、リスクも当然あるわけですから、そうしたことに對してどれだけの対策を講じていくかということが必要になります。そこには時間、労力もそうですが、やはり財政的な裏づけも必要になってきますから、そうしたところの協議をさせていただきたいということです。

幾らかそうした整理をする中で、町内にとどまっていたのが一番いいわけですが、最悪のパターンということになれば、町外のほうへ流出されるというのは当然ありますが、それは病院を守るがためのこれは一つの選択肢だというふうに思っております。

そこを避けて通るわけにはいきませんので、この町の病院機能を残すということであれば、そうした厳しい協議もしていかなければならないということだろうと思います。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 時間が押してきますので、最後にしますが、今日の題目の地域医療・福祉と、そういう質問でありますので、最後に今の病院の話が主流になりましたけど、病院の縮小に応じて、先ほど介護医療院も言いましたけど、人材不足等々のことも、いろいろ理由づけのこともあると思いますけど、各施設を一つ一つで考えるのではなしに、複合的な考え方も必要じゃないかと思えます。

というのが人口減少、どこも全国的にそういうふうな傾向が見られるわけですけど、今、六日市病院が、社会福祉協議会がある、银杏とか、いろいろ福祉施設がありますけど、そこを単品といえば失礼ですけど、単品で考えていくと、各施設施設でいろいろな運営の仕方、数字的なこと

も出てくると思いますが、ある意味、お互いが医療、福祉に関して共同的な、福祉的な考えを持っていけば、ひょっとしてこの町にとってもスマートでありコンパクトであり、なおかつ、口で言うのは簡単ですけど、運営に関しても柔軟に前よりはなつたと、そういう考え方もできるんじゃないかと思いますが、今の話で言えば病院、役所、また社協とか、そういった福祉施設、こういった福祉施設が一つになると、建物の一つに集約するのではなしに、考え方として一つのものとする、私も町民といろいろ話をするんですが、そういった話も出てきたりするんですけど、町長は、そういったお考えは持っていませんか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今のこの時点においては、その考えには至っておりません。

ただ、そうしたことが得策であるというようなことも出てくるのだらうと思います。それには今ある課題を一つずつ整理をしていかなければ、勢いそこにはちょっと話としてはできないと思いますので、まず目の前にあるもろもろの課題を一つずつ、まずは整理をしていく、課題を解決していく、協議していくということに尽きるんだらうと思います。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） それでは、これで終わりたいと思いますが、最後に一言町長に言ってもらえれば良いと思うんですけど、今病院、福祉のことを主に言いましたけど、まず病院に対しては継続を目標に進めていくということだと思っておりますが、昨日もありましたけど、病院をいろいろな難局で大変とは思いますが、病院の存続は町の責任といたしますか、町長として継続していきますと、そういう考えだと思っておりますが、町長の口から再度お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 再三再四お答えしているところでございますが、あり方検討会議をつかったこと自体がこの町内、この地に病院機能を残すというのは大原則、その上で、吉賀町と病院と石州会と、そして島根県にも参画をしていただいて、それを協議しているわけでございますから、当然病院機能を残すということはありますし、それから指定管理の話もほかの議員のところからございましたが、私といたしましては、今日三浦議員のほうからも発言ございましたが、この地で開業されてもう既に40年近くあるわけです。

この地域の医療とか介護とか、さらに社会情勢を含めて、一番分かっておられる法人であるわけでございますから、私の気持ちとすれば、公設民営化が成就すれば、その受皿はぜひ受けていただきたいなという思いでございます。これはそうは言いながらも、これは私の思いでございますから、法人様のほうのこれはまた考えもあろうかと思っておりますが、私の気持ちとしては、そこまで今考えを持っているところでございます。

このことは先般、12月の3日の関係者との協議の場でも、そのことはお伝えをさせていただ

きました。であるがゆえに、やはり厳しい協議もさせていただかなければなりませんよということもお伝えをさせていただいたところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 以上、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、10番目の通告者、2番、三浦議員の質問が終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後1時59分休憩

.....

午後2時09分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、今日の最後になりますが、11番目の通告者、6番、大多和議員の発言を許します。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 6番、大多和です。一般質問最後になりますが、よろしく願いいたします。

まず最初に、空き家バンク登録の有効活用についてということでお尋ねいたします。

まず最初、短いですが、現在、空き家バンクの登録の実態をお聞きします。現在、空き家バンクに何件登録されているのか、そのうち移住等で、現在、有効利用されているのが何件かということをお尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、大多和議員の空き家バンク登録の有効活用についてということで、まずはということで、実態、現状のことについてお答えをさせていただきたいと思えます。

空き家バンクの状況についてでございますが、現在、20件についてホームページ等で紹介しているところでございます。また、本年度につきましては7件について入居者が決定し、成約をしています。

それから、利用状況についてでございます。

平成27年度からの5年間で52件の空き家改修について助成を行い、入居をしていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今のホームページで20件と紹介しているというのは、これですよ。これホームページで写したんですから、それでこれらが現在、空き家バンクに登録はしていても有効利用されていないとか、借り手がないということで、今、空いたままの状態という空き家がたくさんありますが、これらがどのように管理されているかというのは私もよく分

かりませんが、新型コロナウイルス感染症対応で、今世間ではリモートワークということが新しい生活環境として脚光を浴びつつあります。

ワーケーションという言葉も生まれました。ワーク、いわゆる仕事とバケーションを結びつけたものですが、これら未利用で登録された空き家を短期間の宿泊施設、このリモートワーク用の施設とか、ワーケーションの施設として貸出しができるようにならないかということが私の質問の趣旨です。

しかも、こういう短期間の宿泊施設で、安価でということになりますと、現在、旅館等がございますが、これらを圧迫するという考えもあります。臨時に短期間の雇用、アルバイト的なものということで、例えば短期で介護施設に入所したりするような、1週間とか2週間とか20日とかというような形の貸出しというものができるようにならないかということです。

しかも、安く貸し出していただくということになればいいんじゃないかなと、というのが町内で新しく農業等をやるために移住してこられた方でも、手が足りない、例えばトマトやらなんかを収穫時期に人が足りないということで、今青年海外協力隊ですか、要はコロナの関係で、海外へ行く予定だったのが行かれないというような青年がたくさんおられますが、その方たちがこの国内で、こちらへ来て、そういう手伝いをするとか、アルバイトをしてくれるというようなことが町内で起きております。

これらのためにも、これらの人が町内の宿泊施設を借りるということになると、宿泊施設へ泊るということになると、何のために来たのか分かりません。そういうこともあるので、現在のそういう移住してこられた、吉賀町でUIターンを、起業をしてきた人、農業を支援するということでもあるので、こういう宿泊施設に短期の貸出しはできないかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 空き家の管理を含めてということになるんだろうと思いますが、所有者が当然行っているわけでございまして、なかなか管理の問題で難しい問題、これは草刈りのことであったり、それから持家ということに原則的になっているわけですから、そこに付随したお墓のことであったり、いろいろ困難なことがあるんだろうと思います。

そうした中で、今御提案といいますか、お問合せは、短期貸出しについてということでございますが、空き家バンク登録物件のうち、現在、登録されている物件、先ほど言いましたが、20件でございますが、現実として補修の必要があって、ありで登録されているのがそのうち13件で、これらの物件につきましては、当然補修、修理が必要ということでございますので、直ちに住めないというような状況ということになるわけでございます。

また、空き家情報バンク制度につきましては、集落の活性化と、それから定住促進を目的としてマッチングのみを行うわけでございまして、契約などの事務手続につきましては、これは当然

当人同士ということになります。

個人の所有する今のような物件を短期貸付けはできないかという御提案でございますが、議員もこの通告の中でもございますように、旅館業等の民業を圧迫するおそれもありますし、それから移住を希望される方につきましては、今町のほうでは移住体験の滞在施設ということで、今、蔵木と柿木のほうへそうした物件の準備をさせていただいております。

こうしたことも準備しておりますので、個人の物件の短期賃貸業務を町で行うということはちょっと難しいかなと思っています。あくまで移住が前提ということでの体験の滞在施設でございますが、先ほど言いましたように、蔵木で6戸あります。今、それに入居の方が2戸、それから柿木には3戸ございまして、そこに今、入居の方が2戸と、入居期間につきましては、お試しということが前提でございますが、最大で1年、ただし中学生以下のお子さんがいらっしゃる場合は2年ということで運営をさせていただいておりますが、そうしたこともございますので、いろいろ個別事情がある中でこちらのほうへの移住であったり、滞在だろうと思っておりますので、またそうしたことがあれば企画のほうへ御相談をいただいたらと思います。

それから、個別の案件として海外青年協力隊のJICAですか、その関係でそうした意向を持っておられる方というお話もございました。そうした方がこのコロナ禍でなかなか海外へ出られないので、こうした田園といいますか、中山間地のほうへ移住とかということであれば、これはまた大歓迎でございますので、またそうした案件があるようであれば、これも窓口が企画課になろうかと思いますが、そうしたところへ具体的なお話をぜひ持ち寄っていただきたいなと思います。

それから、最後のところでリモートワーク等のお話もございました。

このリモートワークとかテレワークにつきましては、これは吉賀町の移住・定住を推進する上では、一つのきっかけになる可能性は大いにあるということでございます。

ただ、今の段階で、そうしたことについての個別の御相談は、今、担当課のほうにはないようでございます。今後もそうしたインターネット環境のPRも積極的に行いながら、必要に応じて対策を講じていきたいと思っております。

特に、このコロナ関係で、田園回帰、ふるさと回帰、それから本当町場、都市部の方がこの中山間地、田舎のほうへ住んでみようとか、そうした傾向はあるようでございます。

特に、東京への一極集中ということで、これまでは東京の人口はどんどん増えておりましたが、ここ数か月で、コロナの関係で、そうした東京から出る人口のほうが多いようでございますので、それがどこへ行くかということになれば、当然生まれ故郷のふるさとに帰る方もおられれば、こうした土地を求めて移住を検討される方もおられると思っておりますので、いろいろ要素があるかと思っておりますので、我々といたしましても、なるべくアンテナを高くして情報収集しながら、対策を講

じていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今、町長が言われましたこの登録物件で、確かに賃貸で補修が必要とかいうのがございますが、補修の内容によっては町でそういうぐらいに若干補修して、そういう賃貸に、いわゆるショートステイというぐらいにできるようなものがないかなということをお願いしたいと思います。

それから、窓口が今、企画課ということで言われおりますが、そこで吉賀町のホームページで見ましたら、今の空き家バンク、これに行こうと思ったら、ホームページのトップページではこういう状況なんです、これでどこを探したら空き家バンクになるのかなと思って、僕も最初探しました。

それで、分かんので、吉賀町空き家バンクということで、ホームページというのを入れたら空き家バンクの情報なんかが出てまいりましたが、もう少しこのホームページの表、トップページで、このライフイベントというのがあります。

これには、「出産・育児」「子育て」「入園入学」とか、「おくやみ」までありますが、住まいのことが、「引越し」ぐらいしか分かりません。あれっと思って、「引越し」を探したんですが、空き家バンクには出ない。ほいで、空き家バンクを直接出しまして、それから戻ったら、このトップの「吉賀町でくらす」と、これをクリックすれば空き家バンクへ行くんだということが分かりましたが、これはそういうことを詳しい者でないと、「吉賀町でくらす」で空き家バンクへ行くということが、これは僕だけかも分かりませんが、ないんじゃないかなと、そういう面では、このライフイベントのここの欄に住まいとか住居とかいうのを一つ、またつくっていただいで、それからも空き家バンクへ行くというような形のものをつくってもらえれば、誰もが容易に行かれるんじゃないかなと。

それと、先ほど言いましたが、ショートステイをするための吉賀町の窓口をこのホームページのトップページでどこへ行けばいいかというようなことがちょっと分かるようなホームページにいただければ、町内でそういうことをしている起業者にも説明ができて、ほいじゃあそこへ行行って相談して、そういうアルバイト、臨時雇用の人の生活の場所というか、そういうところを話ししてくださいということができると思います。

ぜひともそういう形で、紹介はしますし、しかも町内そういうぐらいに移住してきて、そういうことを望んでおられる方もおられますので、ほいでアルバイトのほうから、また吉賀町へ移住してこようかと、UIターンしてこようかという芽が生まれるかも分かりません。どうかひとつそのあたりは協力を、しかも分かりやすいようお願いしたいと思います。

ほいで、続いて次の質問に移らせていただきます。

町税等の不納欠損についてということでございます。

不納欠損とは、インターネット等で調べてみると、未納となっている町の債権（町税や公課）などのうち、徴収の見通しが立たないなどの理由で未収金から除くこととあります。

平成31年度決算審査特別委員会審査報告書では、審査意見として、徴収業務については日々努力されていることは評価できる。引き続き、債権共同徴収委員会など、横断的な連携を強化し、全庁を挙げて取り組まれない。不納欠損については、何ら対策を講じず、時効が到来することがないように適切に対応されたいと報告し、町の徴収業務に対しては評価しております。

平成31年度の不納欠損の総額は約720万円弱でございます。この不納欠損、いわゆる幾ら徴収に努力しても徴収できないということです。不納欠損の発生原因としては、滞納処分ができ、滞納処分をする財産がない状態及び日常生活に必要な最低限の財産しかない状態というものが町税で61件、約132万円、国民健康保険税で51件の約158万円の合計308万円強でございます。

同じく、発生原因で、滞納者の状態が居所、いわゆる住むところや勤務先、財産等が不明の状態、もしくは居所等は判明しているものの、生活実態や財産等が不明の状態のため徴収できず、不納欠損として処理したものが町税で24件の約167万円です。

同じく発生原因で、滞納者の状態が相続放棄とされている状態及び滞納者が死亡し、債権回収が困難な状態というのが町税で5件の約10万円強ありました。以上述べました発生原因については、基本的にはやむを得ないものと思います。

インターネットで調べた他の自治体の滞納者への対策としては、まず電話や文書による催告を行い、滞納者へ早期の納付を促す、いわゆる督促状の送付等、それでも送付がない場合、滞納者の生活状況等を調査する。

調査内容としては、滞納者の給与や年金支払いの状況などについて調査する。取引先や取引状況などの調査をする。不動産の所有や抵当権の設定、負債額などの調査をする。自宅などを捜索し、生活必需品以外の動産、いわゆる貴金属や宝飾品等ですが、の所有状況の調査をする。生活状況などについて、家族や親族、近隣住民への聞き取り調査をするとあります。

そして、滞納状況が改善されない場合、町税、それから公課ということで、下水道料金や介護保険料、公課以外、いわゆる住宅使用料と土地貸付料、それから企業会計として水道料金と医療保険料のいずれかにかかわらず滞納者へ対策を実施すると、主な対応例としては、上下水道に関しては給水停止、住宅使用料は財産差押えまたは住宅明渡し、強制執行を含む、医療費などは財産差押えとのことです。

不納欠損を起こした某市の徴収の取り組み例では、納税者の金融機関の口座引き落とし利用の推進、夜間徴収を含む戸別訪問の強化、滞納者に対する催告書等の送付の見直しと改善、納税支

払い計画に伴う滞納者の誓約書提出への推進、町の顧問弁護士の指導による滞納者への取り組み強化、法的措置を含む事務の強化、徴収体制の充実とありました。

地方税法などで定められている不納欠損の条件というのは、まず地方税法第15条の7第4項で滞納処分の停止、これは滞納処分をする財産がないときや滞納処分をすることで生活が著しく困難になるとき、または滞納者が所在不明の場合は滞納処分の停止をすることができます。この停止が3年間継続したときは、納付金が消滅しますということで、地方税法の第15条の7第4項です。

それから、同じく第15条の7の第5項では、執行停止後の欠損ということで、滞納処分の執行停止をした場合、徴収金を徴収できないことが明らかなときは、地方公共団体の長は、その徴収金を納付、納入義務を直ちに消滅させることができますということで、いわゆるこれが欠損ですね。

それから、地方税法第18条で、消滅時効ということで、地方税の徴収権は、原則として法定期限の翌日から起算して5年間行使しなければ、時効によって消滅します。ただし、時効の中断がなされた場合は、徴収権が継続し、その中断から新たに5年間徴収権を行使できますと、この中断がなされた場合はということです。

その中断から新たに5年間、ここは重要なところだと思います。時効の中断とは、時効は次のことによって中断させることができますということで、1つは、納入に関する告知、地方税法第18条の2第1項ですが、告知書で指定した納入期限までの期間、督促、地方税法第18条の2第1項第2号、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までの期間、交付要求、地方税法第18条の2第1項第3号、交付要求がされている期間、催告、民法第153条、催告書を発した日の翌日から起算して6か月以内に差押え又は交付要求したとき、差押え、民法第147条、滞納処分の終了又は差押え解除までの期間、承認、民法第147条、一部納付納入、期限後申告、修正申告、徴収猶予の申請又は納付誓約書の提出があったときということです。

時効の中断とは別に徴収猶予又は換価の猶予期間、相続財産に関する相続人の確定、管理人の選定、破産の宣告があったときなどは時効の完成が猶予され、時効が停止しますということがインターネットで調べた内容ですが、そこで31年度の吉賀町の不納欠損の中に未納となっている債権に対し、支払い能力や財産、資力を有しているにもかかわらず滞納している状態のため、5年間経過し、時効として不納欠損したものがあります。

すなわち、支払い能力があるのに支払わない者の不納欠損にせざるを得なかった欠損額というのは613件、約233万円で、不納欠損の32%、約3分の1に当たります。

内訳は、町民税では個人が12件、この町民税の最大調定額は1件当たり1万8,501円、最小の調定額は3,309円で、平均1万2,554円です。同じく町税の固定資産税では42件、

16万4,400円、最大の調定額が9,600円、最小額は1,000円、軽自動車税では2件、8,000円、すなわち4,000円が2件です。

それから、ここからがまた問題なのですが、国民健康保険税では医療給付費関係で68件、8万6,697円、最大の調定額が4,570円、最小額は114円です。

後期高齢者支援金では97件、9万1,890円、最大の調定額が4,671円、最小の調定額が75円です。

国民健康保険税の退職被保険者健康保険税では医療給付費関係が1件の1万2,044円、介護給付費関係で1件の3,946円、後期高齢者支援金でも1件の3,210円です。後期高齢者医療保険料では10件の3,980円、調定額の最大は3,980円、最小額は300円で、平均2,640円となっています。

第1号被保険者介護保険料では120件、61万円、同じく調定額の最大は1万9,100円で、最小が100円、平均5,012円です。

下水道使用料では88件、53万9,435円、同じく最大の調定額が2万454円、最小額は1,050円、平均が6,022円。

農業集落排水では25件、9万2,714円、最大の調定額が1万6,044円、最小は1,050円、平均3,288円となっています。

それから、上水道使用料では86件、21万3,799円、最大で1万920円、最小は1,260円で、平均2,400円となっています。

この後期高齢者、それから介護保険、下水道、上水道、農業集落排水の各特別会計における不納は、全て今のいわゆる支払い能力があるのに支払わなかったというところで、これが今の後期高齢者から集落排水まで329件の146万円強あります。

日本国憲法第30条では、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」と規定しており、支払い能力を有する者の滞納を時効として不納欠損として処理するのは、法の下での平等を欠くことになり、憲法違反を容認することとなるのではないのでしょうか。

決算審査特別委員会でのヒアリングで、滞納額が少額であり、費用の面から不納欠損したとの回答がありました。ということは、この回答で言えば、この先ほどの例えば最小の調定額で、私が100円未納していたといったときに、100円を徴収しに町の職員だったら、5年前大多和さんの未納があります。100円払ってくださいよということで、夜間、沢田の私の家へ徴収に来るのが当然だと思います。吉賀町の職員は、皆さんそのようにしとられると思いますが、まさか100円じゃけえ、ええや、不納欠損にせえというような態度ではないと思います。

ですが、先ほど言いましたように、費用対効果でいかなものかということをおっしゃっています。この費用対効果を1件当たり75円または100円とか、はたまた114円という少額のものに

対して面談なりしたのでしょうか。滞納は許さないとして、強力な徴収態度で臨むのが町の職員の当然の態度だと思いますが、町長はどう思われますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、町税等の不納欠損についてということでお答えをしたいと思います。

大変法的な根拠を含めて、御丁寧に御説明いただきましてありがとうございました。町税等の不納欠損につきましては、資料の提示も受けておりますが、平成31年度におきまして、町税が343万円、それから国保税が四捨五入の関係もございますが、231万円、それから介護保険料が61万円、それから水道料等が85万円で、その合計額が御案内がありましたように720万円、こういうことになっております。

本町では、合併後増加していた滞納に対応するため、平成22年度に債権共同徴収対策委員会を設置いたしまして、町税等の公債権と、それから使用料、水道料等の私債権について横断的に収納事務を行いまして、滞納金の徴収強化の取り組みを開始をしております。その結果、町税においても件数、金額ともに減少はいたしましたが、依然徴収し切れず、不納欠損が発生している状況がございます。

御質問にありました未納となっている債権に対し、支払い可能や財産、資力を有しているにもかかわらず滞納している状態で時効を迎え、不納欠損となった案件につきましては、徴収業務を決して怠っているわけではなく、先ほどもいろいろ御紹介がございましたような、そうした対策を講じた上でということでございますから、督促状であったり、催告書の送付であったり、あるいは電話をかける架電であったり、訪問、あるいは財産調査等を行って、場合によっては差押えも実施をしているという状況でございます。

しかしながら、義務者死亡後、相続人に請求するも履行されなかったものや時効までに調査を行うも、直ちに差押えのできる財産などが発見できなかったもの、差押えが困難ながら納付書の送付や交渉を行いつつも、納付に至らず時効成立となってしまった案件があり、強力な徴収実行ができなく、滞納処分に苦慮しているのも事実でございます。

御紹介もございましたが、通告の中にもありますように、滞納額が少額であり、費用の面から不納欠損としたという回答があったということでございます。これは決算審査特別委員会のヒアリング、事細かに私も承知はしておりますが、恐らくということで言うと、想像の域を出ないということになるわけでございますが、私が聞き及んでいるのは、まさに平成31年度決算審査報告書の中に、意見書の中に、審査意見として、「不納欠損については、滞納額の多少にもかかわらず法的措置を含め、適切に対応されたい」という一文があるわけでございますが、これに関わるヒアリング、意見交換の中で、そうした発言があったのではないかというふうに思っております。

ます。

でありますので、法的措置を含めということになりますと、法的措置には当然費用がかかるわけですが、その際の費用対効果の観点からは、致し方ない部分があったという意味で、そうした発言を職員がしたのではないかというふうに考えておるところでございます。

したがって、決して滞納整理のための事務を怠ったとか、怠慢があったということではないということは御理解をいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） はっきり言わせて、滞納の中には確かに全部で613件の233万円ぐらい支払い能力があっても払わない人がおるといことですが、その中に特定の個人で、ずっと払わなく、払わんでもええわということで、払っていない方がいるとお聞きしました。

その辺りについてはどうなんでしょうか。もしも、そういうことを許しておるんなら、ちょっと問題ではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 当然納付をしていただくように、勧奨は当然していると思っております。そうしたことを今、対策委員会のほうで、名寄せ等もしながら、これは原課一つにとどまらず、関係をするところで、共同でやっているということでございますので、それでもなお納付をしていただけないということは、これはやむを得ない、致し方ないところですので、手続によって欠損の処分をするということであろうかと思っております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今の支払い能力を有しとってても支払わない。極端のことを、先ほど言いましたが、100円の調定額、あんた100円払っていないんだから、払ってくださいよと、面談に行っても払ってくれないという状況なんでしょうか。

私は、普通、町民としては、あんた100円払っていないから、これは忘れていたんだろうから払ってくださいよと面談に行けば、払ってくれるんじゃないかなと思っておりますが、ただ、それが面談に行けていない。仕事が忙しいから行けていないというんでは、私は、それは許されないことだと思います。やはり町の職員は、地方公務員ですから、公務員なんだから、きちんとそこら辺りは公務を執行しなくてはならない、そう思います。

ただ、ああ、100円だというんでなしに、100円でもあなたは払ってくださいよと、これを訪ねていくのが普通じゃないでしょうか。それも1回行って駄目じゃったけえ行かないというんではないと思っております。100円払ってもらうまで毎日行けばいいと、極端な話、そういう時間はないと言われるかもしれませんが、それが公務員としての基本的な態度ではないんでしょうか。

もう少しこの辺りの徴収については公務員として毅然たる態度で、たとえ僅か金額であろうと、おろそかにすることなく徴収義務を果たしてもらいたいと思います。はっきり言って100円だろうと75円であろうと、何もしなければもらえないんですから、その辺りのことについてはもう一度町の職員、地方公務員として誇りを持った、自覚を持った、職員として当たっていただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私は、決算審査特別委員会のほうへ出向いておりませんので分かりませんが、面談等を行わなかったという発言だったのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） あそこを書いてありましたが、なぜ法的なことを取らなかったかということについてお聞きしたところ、費用対効果でいかななものかという発言があつて、その中で実際に行っていないのではないかなという気がしたんです。それは面談に行ったけど、それはもらえなかったんだということなら、それは大変失礼なことを申し上げるかもしれませんが、あのときの回答で、私は、そこまで町の職員が自信を持って言ったようなことは感じておりません。はっきりと、費用対効果の面でいかななものかということがございました。

以上です。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 大体状況は分かりました。基本的には滞納するということは、やはり納税義務があるわけですから、滞納すること自体に問題があるわけです。

ですから、それを改めていただく、しっかり納付をしていただくというのは、その勧奨をするというのは、我々公務員、役場の職員の仕事ですから、金額が大きかろうが小さかろうが、それに一定の線引きをして、これ以上は行く、これ以上は行かないということは、そういう理屈はないわけでございます。

ですから、大原則は、やはり役場の仕事をして、しっかり100%納付をしていただくという、その気概を持って住民の方に接すると、足しげく通うというのが大原則であろうかと思えます。

事細かにといたしますか、一つ一つの案件について私も承知をしておりますが、費用対効果とか、法的措置に出る場合のいわゆる判断として、そのときの費用対効果という判断は当然あるわけでございますが、それに至るまでの仕事のありようだと思いますので、これはまた債権共同徴収委員会のほうで、そうした事例がどうだったのかというのは、またお互い集まって、同じテーブルで協議するわけですので、そうしたところにも検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） ということ、令和2年度の決算審査特別委員会のときに、この不納欠損で、いわゆる未納となっている債権に対し、支払い能力や財産、資力を有しているにもかかわらず、滞納している状態が5年続いたというもので時効としましたというものがないようお願いしたいと、そういう意気込みでやっていただきたいということで、この項を終わりました、次の自走式草刈り機の整備についてお願いしたいというか、町民の方から、テレビで見たんですが、県内で自走式の草刈り機を自治体が購入し、それを安価で町民に貸し出すということが放映されていたと、吉賀町でも同じように自走式草刈り機を用意して、町民に安く貸してくれないかと、例えば1日当たり1,000円程度で貸し出すことはできないのかと、そうすれば耕作放棄地をほおっておるんだが、草ぼうぼうとなる田の草刈りも見やすいんだがという話がございました。

自走式の草刈り機を調査すると、各種あります。値段も数万円から50万円程度のももあります。要求された草刈りは1台が大体30万円から40万円程度のもです。能力的には1反の草刈りが大体この自走式でやると、1時間で刈れるんだそうです。

今、肩かけの草刈り機はあるが、これで1反の草を刈るとなると、年を取っとるから1日かかるんだということを言われました。そういうことで、わしらもあそこの田んぼを放棄しとるが、草を刈りたいんじゃが、吉賀町も草刈り機を貸してもろうたら、レンタルをしてもろうたら、わしもあそこに2反あるけえ2時間ぐらいで終わるんならええんじゃがのという要求がございましたので、今回こういう質問をいたしました、町長、そういう方向というものはできないものでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして自走式草刈り機の整備についてということでお答えをしたいと思います。

担い手の高齢化や近年の夏場における異常気象等を考えますと、草刈り作業がかなりの重労働であることは承知をしております。このたび島根県が制度化したコロナウイルス関連の事業申請においても、多くの方がリモコン草刈り機や自走式の草刈り機等を申請しておられます。これは、ですから、レンタルでなくて、いわゆる購入を自前ではなえと、こういうことですね。

議員御質問のレンタルできるシステムの構築についてですが、自走式の草刈り機で、安いものでございますと、種々ございますが、10万円台からあるようです。機械メンテナンスのことを考えれば、町が所有してということもあるかと思いますが、そうしますと、機械の貸出しをするということになると、不特定多数とはなかなか言い切れないと思いますが、住民の方に貸し出すと、そのメンテナンスのことであるとか、いろいろ支障が出てくるんだろうと思います。

したがって、一つの想定とすれば、農業公社等に配置をして、受託作業として、いわゆる機械

とオペレーターといますか、人をつけて受託作業として受けるという方式も一つあるかなというふうに思っております。当然そうなりますと、人員の配置ということもあるわけでございますので、いろいろな角度から詳細について、今後検討させていただきたいなというふうに思っております。

それから、もう一つは、社協のシルバー人材センター等も利用できるわけでございますので、もしお困りのことがあれば、これかなりシルバー人材センターのほうも今人員をそろえて対応していただいているようでございますので、そちらのほうへの御相談もいいかないと思っております。

それから、今回通告書の中にもございましたが、大多和議員の知人の方で、自治体が購入して、安価で町民に貸し出す制度があるようですと、こういったことでもございましたので、私もネット等でいろいろ検索をしてみました、結果的にどこもヒットしなくて、その情報を仕入れることができませんでした。これからの参考にもさせていただきたいと思っておりますので、ぜひそうした先行した自治体の事例を情報提供なり、御提供いただいたらということも申し添えておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 農業公社もということですが、一応今の島根県内でそういう設置自治体があったということをテレビで聞きましたので、ちょっとそれはまた調べて報告しますが、とにかく耕作放棄地に草がぼうぼうとならないよう、しかも安価で、この極端なことを言うと、農業公社等に委託したときに、わしは年金生活じゃけえ、そがあにゃ払えんという人もおると思っています。

ですから、その辺のことも十分留意していただいて、耕作放棄地が草ぼうぼうとならないような町の環境をよくしたいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、11番目の通告者、6番、大多和議員の質問が終わりました。

----- . ----- . -----

○議長（安永 友行君） 本日の日程は全て終了しましたので、本日はこれで散会とします。

午後3時02分散会
